

平成29年度第1回土壌汚染対策検討委員会

平成29年11月27日

**【丹野課長】** それでは、定刻となりましたので、平成29年度第1回土壌汚染対策検討委員会を始めたいと思います。

委員の皆様、お忙しい中、本日はご足労いただき、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、土壌地下水汚染対策担当課長の丹野と申します。よろしく願いいたします。これ以降は、着座して進行させていただきたいと思います。失礼いたします。

まず初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。次第の裏面にごございます配付資料の一覧をご覧くださいながらご確認いただければと思います。

まず、資料番号を振っていない資料といたしまして、委員会次第、委員会名簿、事務局名簿が委員名簿の裏面にごございます。座席表、委員会設置要綱、それぞれA4、1枚。さらに検討委員会スケジュール案がA3、1枚でございます。

続きまして、資料1から5まで、それぞれホチキスどめになっております。参考資料につきましては1と2ということでつけてございます。なお、別冊資料といたしまして、フラットファイルにとじたものを各委員のお手元にご用意してございます。

以上、そろっておりますか。もし、途中でも、不足のものがありませんでしたら、事務局までお声かけいただければと思います。

まず、最初に部長の近藤よりご挨拶申し上げます。

**【近藤部長】** 近藤でございます。

本日は第1回の土壌汚染対策検討委員会に、ご多忙中のところ、また遠路からご出席いただきましてありがとうございます。私は環境局で化学物質対策の担当部長をしております近藤と申します。よろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様、ご存じのとおり、本年の5月19日、土壌汚染対策法の一部を改正する法律が公布されました。この法律は来年の4月を第1段階、それから再来年の4月を第2段階とする2段階での施行となります。本日はこの法改正に伴いまして、東京都における土壌汚染対策制度の見直しについて検討をいただく場でございます。都の土壌汚染対策は土壌汚染

対策法に先駆けまして、平成13年10月に環境確保条例を施行とともに進めてまいりました。条例の施行から15年がたったということ、それから土壤汚染対策法が施行されたり、改正があったということ、また都民の皆さんの関心の高まり等、土壤汚染対策を巡る情勢は大きく変化しております。これらを踏まえまして、条例の役割を踏まえまた法との整合性やすみ分け等を考えながら検討していきたいと考えております。

委員の皆様方にはお忙しいところを事前に時間を頂戴いたしまして、環境確保条例の概要や課題、それから見直しの方向性について、個別に説明させていただきました。本日はこれらの説明を踏まえまして、具体的な課題につきましてもご意見を賜りたいと存じます。

限られた時間ではございますけれども、議論を深めていただくことをお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。

【丹野課長】 続きます、委員名簿の順番により、委員のご紹介をいたします。名簿をご参照ください。

まず、全国中小企業団体中央会の石崎委員でございます。

【石崎委員】 石崎です。よろしくお願ひいたします。

【丹野課長】 早稲田大学法学部教授、大塚委員でございますが、ちょっと遅れてお見えになるということで、4時半ごろ到着予定となっております。

大塚委員からはご意見を事前にいただいておりますので、随時その際にご紹介したいと考えております。

国立研究開発法人産業技術総合研究所主任研究員、小野委員でございます。

【小野委員】 小野でございます。よろしくお願ひいたします。

【丹野課長】 京都大学大学院地球環境学学教授、勝見委員でございます。

【勝見委員】 勝見です。よろしくお願ひいたします。

【丹野課長】 横浜国立大学大学院環境情報研究院准教授、小林委員でございます。

【小林委員】 小林です。よろしくお願ひいたします。

【丹野課長】 一般社団法人土壤環境センター、技術委員会委員長、鈴木委員でございます。

【鈴木委員】 鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

【丹野課長】 東京農工大学大学院工学研究院教授、細見委員でございます。

【細見委員】 細見です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【丹野課長】 続きまして、事務局のご紹介をいたします。

環境局環境改善部長、松永です。

【松永部長】 松永でございます。よろしくお願いいたします。

【丹野課長】 環境改善技術担当部長の近藤でございます。

【近藤部長】 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

【丹野課長】 環境改善部計画課長、川久保です。

【川久保課長】 川久保でございます。よろしくお願いいたします。

【丹野課長】 化学物質対策課長、須藤です。

【須藤課長】 須藤です。よろしくお願いいたします。

【丹野課長】 私、丹野でございます。

多摩環境事務所環境改善課長、田中です。

【田中課長】 田中と申します。よろしくお願いいたします。

【丹野課長】 化学物質対策課統括課長代理、名取です。

【名取課長代理】 名取です。どうぞよろしくお願いいたします。

【丹野課長】 同じく課長代理、矢野です。

【矢野課長代理】 矢野と申します。よろしくお願いいたします。

【丹野課長】 以上、よろしくお願いいたします。

続いて、設置要綱第5条、第2項の規定に基づき、委員長の選出をお願いしたいと思っております。委員長の選出は、委員の皆様の互選ということになりますが、どなたか推薦等がございますか。

【勝見委員】 よろしいでしょうか。

【丹野課長】 勝見委員、お願いいたします。

【勝見委員】 東京農工大学の細見先生にお願いできればと思います。この分野で豊富なご経験、ご知見をお持ちということは皆さん、よくご存じだと思いますので、お願いしたいと思います。

【丹野課長】 ただいま、勝見委員から、細見委員ということでご推薦をいただきました。皆様、細見委員ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【丹野課長】 ありがとうございます。それでは、細見委員に委員長をお願いしたいと思います。委員長席へのご移動をお願いいたします。

これより、細見委員長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**【細見委員長】** ただいま委員長を拝命いたしました東京農工大学の細見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今の開催に当たって、近藤部長から話がありましたように、東京都の環境確保条例はこの土壤汚染対策制度において、国よりも一歩先に制定されたものでございます。私、個人的には国の土壤汚染対策、保全制度等にかかわってまいりました。平成15年に土壤汚染対策法が施行されましたけれども、それに向けていろいろなご意見も賜りました。また、個人的に言うと、古くはもう1988年、89年といったあたりにちょうどアメリカではスーパーファンド法と呼ばれておりますけれども、土壤汚染対策にかかわるさまざまな制度だとか、あるいは技術対策だとか、もうほんとうにスーパーファンド法で世の中が埋め尽くされていたような時代に留学させていただく機会がございました。それ以降、この土壤汚染あるいは地下水汚染対策について、勉強してまいりました。

今回、近藤部長からありましたように、一歩先駆けて都の環境確保条例が先に決められたわけですが、今般、土壤汚染対策法の改正に伴って、またこの改正に当たっては、実際には丹野委員が委員会でいろいろな法改正に向けて、東京都からのご要望も提出されて、それも議論して今回の土壤汚染対策法の改正となったわけでございます。そういう意味では東京都側からのご意見も踏まえつつ、土壤汚染対策法も改正をしてまいりました。しかし、今度は両者の違いも少しございますので、法制度とにらみながらかつ私としては将来この土壤汚染対策制度が東京都においてより有効になるように、皆様方のご意見を頂戴して、よりよい制度にしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ、委員の皆様、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、座らせていただいて、進行を務めさせていただきたいと思っております。

まず、設置要綱の第5条第4項に定める委員長の不在時の代理を指名したいと思っておりますけれども、大塚委員にお願いするということで、事前に大塚委員のご了承をいただいているということでございます。委員の皆様、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

**【細見委員長】** ありがとうございます。

それでは、大塚委員に委員長代理という形をお願いしたいと思います。

続きまして、今回の検討委員会と検討委員会の資料の公開・非公開の取り扱いについて

確認させていただきたいと思います。今回の委員会の扱いについて、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

【丹野課長】 本日の会議につきましては、設置要綱第8条により、公開で行われます。議事録及び議事資料につきましても、設置要綱第9条のとおりといたします。

会議自体も、議事録、会議資料につきましても全て公開にいたします。

【細見委員長】 東京都の施策でもありますので、ご理解いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【細見委員長】 では、よろしくをお願いいたします。

それでは議題に移りたいと思います。本日の議題はシンプルに1つ、都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討についてとなっております。

まず、事務局からご説明をいただいた上で、各委員の皆様のご意見を伺ってまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【丹野課長】 では、まず初めに、本委員会にて予定している検討スケジュールということで、A3の資料をご覧くださいと思います。土壤汚染対策制度見直しに係る検討委員会スケジュール案という資料でございます。

本検討委員会は本年度、平成29年度につきましては3回開催する予定でございます。それ以降、平成30年度も引き続き開催してご検討いただくこととなります。本年度の3回のうち、最初の2回で具体的な事項について、ご議論いただく予定としております。そして本年度の最後の3回目で中間のとりまとめ、年度明け、平成30年の4月から5月に最終的なとりまとめということで考えております。

本日、11月27日の第1回目につきましては、こちらの議事事項にある内容をご検討いただきますが、2回目、3回目は一応、日にちは2月2日、3月2日を予定ということで入れております。時間につきましては、今後、調整させていただきますが、この日程で考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日ににつきましては、1-1から1-5までということで検討していただきますが、特に1-1、目的・規制対象、1-2、土壤汚染届出情報等の公開、1-3、116条に基づく調査、1-4、調査義務違反者への対応、こちらについては検討事項ということで、ご議論いただきたいと考えております。1-5の作業中の調査・対策につきましては、今回は説明事項ということで、説明までにとどめさせていただきます、そういった形で資

料を準備しております。

皆様、3時間にわたる長時間になりますが、ご議論のほど、よろしく願いいたします。

【細見委員長】 ありがとうございます。

ただいま、この検討委員会のスケジュールについてご説明をいただきましたけれども、何か特にございせんか。今年度は2月とあと3月2日にそれぞれ行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の検討事項に関して、まずお手元の資料1について、事務局よりご説明をお願いいたします。

これはスライドをやりながらですか。

【名取課長代理】 スライドとお手元の配付資料は全く同じものでございますので、見やすいほうをご覧くださいと思っております。

それでは、資料1を私からご説明させていただきたいと思っております。資料1、2は事前のご説明の中でも一度、ご説明させていただいている内容ではございますけれども、改めてポイントを中心にご説明させていただきたいと思っております。

まず、最初の資料1でございますけれども、条例に基づく土壤汚染対策制度の目的・規制対象ということでご説明をさせていただきます。

まず、1つ目ですけれども、制定の背景及び目的ということで、環境確保条例の逐条解説より引用しておりますけれども、当時の制定の経緯が書いてございますが、ポイントとしましては、この下線部で書いてあるところでございますけれども、現に存在する土壤汚染や地下水汚染が人の健康に支障を及ぼしたり、将来、支障を生じることを防ぐことを目的としているということになっております。1つポイントとすると、将来という部分が含まれているところがポイントかなと思っております。

その後、環境確保条例制定後の状況変化でございますけれども、先ほど来、お話がありますように、平成15年に土壤汚染対策法が施行されております。この中では直接摂取リスクを考慮した含有量基準が制定されていたり、それから土壤汚染対策法では、主に人の健康被害の防止を目的としているという部分がございました。一方で環境確保条例はもともと快適な生活の環境の保全というものもこれに含まれているという点で違いが生じておりました。それから平成22年には土壤汚染対策法が改正されておまして、自然由来の汚染土壌も規制の対象とされてきております。

こういった状況の変化はございましたけれども、環境確保条例に関しては、条例の本文

自体は改正せずに運用し続けているという状況でございますので、改めて規制の目的ですとか対象をここで確かめておきたいなという趣旨でございます。

本資料の検討課題ということで整理させていただいてはいますが、まず1つ目は条例第113条、土壤汚染の部分の初めの条文の記載の土壤汚染対策に係る目的、それから規制対象についての記述について改めて確認したいなと思っております。論点としては2つありまして、有害物質の定義、それから条例で対象とするリスクについて確認していきたいと思っております。

それからもう1つの検討課題としまして、自然由来の汚染土壤の条例上の取り扱いについて検討していただきたいと思っております。

まず、論点の1つ目、有害物質の定義でございますけれども、環境確保条例の第113条は土壤汚染対策の一番最初の条文になりますが、こちらで有害物質に汚染された土壤ということで、ここで有害物質の土壤汚染を対象にしていると記載しております。この有害物質については、環境確保条例第2条で定義しておりますけれども、人の健康に障害を及ぼす物質のうち水質または土壤を汚染する原因となる物質ということで、別表第4に掲げるものとなっております。

一方で、確保条例115条では、土壤汚染対策の規制の対象とする物質として、汚染土壤処理基準を定めている状況でございます。お手元に配付の資料を2枚ほどめくっていただきますと、別表第4、それから規則の別表第12があるかと思いますが、そちらもごらんいただければと思っておりますけれども、ここで現状を整理しますと、有害物質の定義というのは別表第4で掲げております対象が28物質ございます。一方で汚染土壤処理基準で定めているのは27物質ということで、実は1物質ずれているという状況が生じております。これは具体的には1,4-ジオキサンなわけですが、こちらは土壤汚染対策法でも同様ですが、技術的な課題が残っておりまして、規制の対象にはなっていない物質となっております。こういった形で、定義が有害物質といっているというところですが、処理基準が定められていないという相違が発生している状況でございますので、この点については、これを機に整理すべきではないかなと考えております。そこで見直しの方向性といいますのは、113条において、土壤汚染対策で対象とする有害物質を明確化するという意図で規則で定める有害物質を改めて定義したいなと思っております。これに関しては基本的には土壤汚染対策法と全く同じ物質、27物質を対象としておりまして、現行の条例と全く同じ規制ということで、物質が増える、減るということではなく、文言の整理をしたい

などということでございます。

続きまして、論点の2つ目、条例で対象とするリスクについてでございますけれども、環境確保条例の第1条として、この条例の目的としまして、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営むというところを目的に掲げております。一方で環境確保条例113条については、有害物質に汚染された土壌からの有害物質の大気中への飛散、それから土壌汚染に起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止することを目的に掲げております。このあたりの文言について、改めて確認させていただきたいと思っております。

ここで、土壌汚染からの人への健康影響を考えた場合に2つの経路が考えられまして、直接摂取のリスクとして有害物質を含む土壌を直接口に入れるときのリスク、それから地下水を経由した摂取リスク、地下水、土壌部から溶け出した有害物質を飲料井戸などで飲むというリスクがあるかと思っておりますけれども、それぞれ見ていきますと、直接摂取リスクに関しては、現在の条例の記載は大気中への飛散という表現を用いておりますけれども、ここに限定することが果たして適切かというところがございます。それからもう1つ、地下水については将来世代のことはどのように考えているのかというところも確認していきたいと思っております。

1つは、大気中への飛散という表現ですけれども、直接摂取のリスクに関しては、土壌含有量基準の考え方としては、大気中への飛散だけではなく、手についた土を直接口に入れるということも考えておりますので、大気中への飛散というものに摂取経路を限定するのは正確ではない可能性があるかなと考えております。それからもう1つ、人の健康に支障を及ぼすという部分に関してですけれども、この人の部分に将来世代が入るのか、入らないのかというところですが、土壌汚染対策法は比較的、現代の方の健康の支障に対して保全するという考え方を持っておりますけれども、確保条例は第1条の中で、将来の都民ということを含めておりますので、この人の健康に支障は将来世代の保護と考えている方もこの現時点では含まれていると考えている次第でございます。

見直しの考え方としましては、人の健康リスクの考え方については、直接摂取リスク全般が含まれる書きぶりということで、条例の記述を若干変更してはどうかと思っております。それから人の健康に支障を及ぼすことの防止の記載については、条例制定時の精神のとおり、将来にわたって人の健康に影響を生じることを防ぐという立場は継続していきたいと考えておりますので、条文の記述変更の必要はないと考えておりますので、この部

分の見直しの方向性としては、113条の記載を以下のように改正したいと考えております。規則で定める有害物質を定義した上で、汚染された土壌、または地下水の汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するためという形で、改正をしたいと考えております。

最後に自然由来の汚染土壌の取り扱いですけれども、現状、条例では第2条で事業活動その他の人の活動によりと定義されていることもありまして、土壌汚染の部分については第122条において自然由来は適用除外としてきております。一方で、土壌汚染対策法は自然由来等の汚染土壌について、一部特例は設けていますけれども規制の対象としているという状況でございます。そこで、条例でも自然由来の汚染土壌について規制を検討する必要があるのかというところを検討したいと思っておりますが、それにつきましては、自然由来の汚染土壌についてはその場で存在している状態ではもともと自然由来も人為由来の汚染でもないですから公害とは言えないかなとは考えておりますけれども、一方でその基準を超過した土壌をきれいな土地に搬出する際には、その搬出行為によって汚染土壌が拡散することにつながるということで、これは人為由来の汚染と言えるのではないかと考えております。このことを踏まえまして、法が規制の対象としているという趣旨も踏まえまして、搬出による汚染拡散リスクの観点から、条例の規制を自然由来についても一部適用することを考えていきたいと考えております。これについてどういった制度をつくっていくかは、第2回においてまた検討をいただきたいと思っております。

資料1に関しては以上になります。

**【細見委員長】** ありがとうございます。

ただいま論点として3つ、有害物質の定義だとか、あるいは条例で扱うリスクだとか、自然由来等の汚染土壌の取り扱いについてご説明いただきましたけれども、各論点について、委員の皆様から何かご意見、ご質問がありましたら、これは3つまとめてでもいいと思いますので、どの観点でも論点①、②、③という。どうでしょうか、論点①からいきましょうか。あるいは論点①、②、③全部まとめてご意見があればお願いしたいと思いません。いかがでしょうか。

**【勝見委員】** よろしいですか。

**【細見委員長】** 勝見委員、どうぞ。

**【勝見委員】** 論点について特に疑問はないんですけれども、その前段のことを少し教えていただきたいんですが、2つありまして、1つは論点の②で、これまで直接摂取リスクは大気経由のものだけを扱ってこられたということなんですけれども、ずっとそうして

こられた、最初、土壤汚染対策法ができる前からこの条例で都で土壤汚染対策法を進めてこられたということで大変な蓄積もあるということを改めて勉強させていただいていますが、大気中の飛散、大気経由のものに限定されてきた理由がもしあるのであれば、教えていただきたいのが1つです。

それからもう1つは論点③で、捉えようによってはささいなことだと言われるかもしれませんが、自然由来等汚染土壤という表現をされていますが、基準超過土壤とおっしゃらずに汚染土壤という形であえておっしゃっているのか、あるいは特にそこは厳密に定義をしているというわけでもないのか。環境省のほうでは自然由来の場合、ご注意くださいという文書については自然由来の基準超過土壤という言い方をされているものが多くて、時々揺らいでいるものもあって、汚染土壤とか汚染された土壤という言い方をされていますけれども、そこは人為の汚染とは若干区別はされているようなところがあるんですが、もしその点について、事務局で何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思いました。

【細見委員長】 いかがでしょうか。どちらか。

【丹野課長】 まず1点目の大気中への飛散ということでございますが、やはり条例の制定が法律よりも早かったということで、この部分につきましては、有害物質を含む土壤が粉塵として飛散することのみの想定で条例制定時は考えていたようでございます。ということで、手や直接口に運ばれるという、土壤という考え方がほとんど反映されていなかったということで、当時の逐条解説などを見ますとそういったことになっております。

もう1点でございますが、勝見委員のおっしゃるとおり、逆にそこは汚染という言い方をするのか、基準超過という言い方をするのか、おそらく今後は自然由来基準超過土壤という言い方になるのではないかと。そのあたりは逆に統一したいと考えております。私どもも汚染ではなく、そもそももうそこにあったもので、たまたま測ったら基準値を超過していたという考え方に立ちたいと思いますので、そういったことで統一したいと考えております。

【勝見委員】 ありがとうございます。

【細見委員長】 私も1点目はおそらく市街地の土壤汚染を当初、国のほうで指針等で考えたときには多分、飛散というのをまず考えたと思いますので、それを引き継がれて東京都で決められた、その後で含有量基準というアイデアが出てきたので、これは時代とともに変わっていくべきものかなと思います。

もう1点の基準超過という言い方と汚染という言い方との区別でしょうけれども、この点で何かほかの委員の方で何かございますか。

小野委員どうぞ。

【小野委員】 汚染イコール基準超過という考え方は正しいのでしょうか。この世界では常識と言われたら私も不勉強ですが、いろいろな考え方があって、対策をするのは基準値の、例えば150%ということもあってもよいのかと思います。なぜなら、基準値は人の健康影響が出るレベルから大幅に安全率を見込んでおりまして、基準値を超えたからすなわち対策が必要というわけでもないと考えているからです。特に自然由来は非常に広範囲というか、搬送される土壌の量が非常に大きくなり得ますよね。そこを人の健康リスクを考えて幾つかの段階を設けて対策をするというのはありかなと思います。

あと、順番が逆になりましたけれども、論点②で、私も細見先生と同じ考えです。おそらく土壌の直接摂取というのは2000年ぐらいに出てきた考えだと思います。こういうのは時代とともに見直していくべきと考えますので、新たに113条にそのような書きぶりを追加することは賛成です。

以上です。

【細見委員長】 ありがとうございます。

鈴木委員、あるいは小林委員、どうぞ。

【小林委員】 今の基準超過土壌という言い方のほうが私も誤解がないような気がして、賛成しております。実際に小野委員も言われたように、基準値を超えていたとしても、必ずしもそれで健康影響が出るというわけでもないですし、あと温泉水のように砒素、ふっ素ですとか、そういう基準値を超えているような地下水等も普通に皆さん、飲まなければ安心して使っていられるという状態もありますので、汚染という言葉を使ってしまうとちょっとあらぬ誤解を与えてしまうような気がしますので、そういう意味ではこの機会に統一されるといいのかなと思いました。

【細見委員長】 ありがとうございます。

【勝見委員】 すみません。最初の私の発言を一部訂正させていただかないといけない。基準超過と申しましたけれども、不適合と言わないといけないと思います。大変、申しわけございません。

【細見委員長】 基準不適合でしたね。基準不適合土壌というふうに、法ではそういう表現の仕方をしていきますので、ここは多くの委員の方が今のような言い方のほうが土壌汚

染という一般的にわかりやすいというか、イメージが先に先行してしまって、リスクに応じた対応をしようというのが本来の多分趣旨だと思うので、今の基準不適合土壌という言い方が望ましいのではないかというのが、今のあらかたの委員のご意見かなと思います。

論点そのものについては多分ご異論がなかったんですが、その表現ぶりだと思います。

**【丹野課長】** 大塚委員からのご意見ということで、1点、論点③につきまして、ご紹介させていただきます。

まず、自然由来等の基準不適合土壌の規制はどのようにするのかということで、規制の内容については、きちんと条例の本文のほうで明文化しておくべきであるというご意見を賜っておりますので、今、自然由来の基準不適合土壌につきましては条例の122条で適用除外ということで条例上うたっておりますが、そのあたり、きっちり適切な改正といったことも検討していきたいとは考えてございます。

**【細見委員長】** 大塚委員としては、条例の本文の中に、明確にその自然由来等の基準不適合土壌というのか、そういうのを定義したほうがいいだろうという。

**【丹野課長】** そうです。どういう規制をするのかということまでをきっちり明文化するべきということでご意見をいただいております。

詳しい内容につきましては、第2回、次回の検討委員会で事務局案をまたご提示したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【細見委員長】** それでは、今のこの論点①、②、③について、考え方についてはご理解いただいたということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

特に自然由来等のその後の表現ぶりとか、その後の条例上の内容等については次回、多分事務局からご提案がありますので、そのときにまたご議論させていただければと思います。ありがとうございます。

それでは引き続き、次の資料2、土壌汚染届出情報等の公開について、これをまた名取さん、よろしく願いいたします。

**【名取課長代理】** 続きまして、土壌汚染届出情報等の公開についてということで、資料2をご説明させていただきたいと思います。

公開検討の背景でございますけれども、現状土壌汚染対策法では、指定にあたり公示をしております、公示をされて指定になった暁には指定区域台帳を調製しまして閲覧が可能な状態になっております。公開をしている状況でございます。一方で、環境確保条例に

については、現在、公開規定を設けておりませんので、公開は基本的にはしていないという状況になります。公文書の開示請求をいただいたときに開示をしていくという状況になっておりまして、この開示請求が年間30件から50件程度いただいております。1件当たりの対象文書は1つのものから100文書以上ということで、土壤汚染情報は非常に公開の要望が多いという状況でございます。

また、都における情報公開の考え方としましては、開示請求の頻度が高いなどの理由があれば、積極的に公表すべきという努力義務がございます。そういう現状を踏まえまして、土壤汚染対策法や東京都の情報公開の考え方と比較して、今の確保条例についてはやや公開が不十分ではないかという意識を持っております。そこで考え方としては、土壤汚染情報について、より積極的に公開する方向で考えていきたいと思っております。その上で、今回は情報公開の方法、それから範囲についてご検討いただきたいと思っております。

検討課題としましては、確保条例において、土壤汚染に関する情報を公開していく制度を検討するというところで、公開の手法それから範囲を論点とさせていただきます。

まず、論点①の公開の手法についてですけれども、公開の積極性の観点から3つの段階を設けてみましたが、まずは一番積極性の低い段階としては開示請求に基づく開示がございます。それからその上の段階として、台帳の調製及び公開という形があるかと思っております。さらに積極性が一番高いものとしては、公表ということで、プレスアップなりホームページに掲載するといった方法があるかと思っておりますけれども、現行は土壤汚染対策法のものに関しては、台帳の調製及び公開を行っておりますが、確保条例については開示請求に基づく開示という状況になっております。この現行に対して、まずこの環境確保条例対象の土地についても土壤汚染対策法と同じように台帳の調製及び公開の対象とすべきではないかと考えております。この台帳の調製・公開については、既に土壤汚染対策法で実績がございますので、法と同様の規制を盛り込むことで、基本的には実現可能かなと考えております。

一方で、公表については新たな手法をとることになりますので、風評被害のご心配であるとか、運用方法についてちょっと整理する必要があるかなと考えております。一方で東京都では行政の透明性、都民の利便性の向上のために、より積極的な情報公開を行っていくという方針が示されておりますので、こういったことを踏まえまして、方向性としては条例においてもまずはこういった形で土対法と同じような形で台帳の調製、公開の仕組みを設けた上で、その先により積極的な情報提供に向けて情報公表の範囲、それから運

用方法を含めて公表に向けた検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、土壤汚染届出情報等の公開の範囲についてですけれども、届出情報のうち、どの範囲までを公開の対象とすべきかについてですが、まず1つは環境リスクの視点からいいますと、現在汚染されている土地について、汚染が残っている土地についての情報を対象にすべきと考えられますけれども、一方で情報公開促進の視点でいいますと、過去の汚染状態であるとか、汚染がなくなった土地であるとか、それから汚染がなかった情報についても対象とすべきという視点もあるかと思えます。

公開範囲のイメージを示しておりますけれども、例えば汚染が確認された範囲ということだと、法律、条令で対象になった土地で、調査、汚染が確認された部分への範囲ということになります。東京都の場合ですと、この範囲は年間約200件程度となっております。

続いてBの範囲、過去に汚染が存在した土地、汚染除去が完了された土地についてをBとしますけれども、こちらは現行法では公開の対象になっておりませんが、改正法で公開の対象になるというものでございます。こちらは東京都の場合ですと、おそらく年間180件程度増えていくという状況になるかなと思えます。

さらに全ての情報、調査した結果、汚染がない、それから地歴調査で汚染の恐れがないという情報まで含めた場合をCに挙げておりますけれども、この場合は大体年間700件程度は対象になると想定されております。

こういった現状を踏まえまして、まずは改正土壤汚染対策法で対象となるのが、AとBの範囲でございますけれども、こちらの範囲までは先行して台帳公開との調製・公開の対象としていきたいと考えております。さらにCの情報についても一定のニーズがあると聞いておりますので、そのニーズとまた公開範囲、それから公開に向けて運用上の整理などございますので、そういった必要な検討を引き続き行っていきたいと考えています。

そこで公開制度の骨子（案）をお示ししておりますけれども、土壤汚染状況に係る台帳の調製及び台帳の公開規定を新たに設けていきたいと思っております。1つは台帳の調製、この範囲についてはご議論があるかと思えます。それから2つ目として台帳の更新・記載事項の変更・削除を必要に応じて設けていくと。それから台帳は公開するということを考えていきたいと思っております。

参考になりますが、ほかの自治体の公開の状況としまして、2事例を挙げてございます。1つは横浜市でございますけれども、横浜市は生活環境の保全等に関する条例の中で、汚

染区域も開示しておりますし、基準適合地ということで基準に適合した土地についても開示をしている状況でございます。ホームページ等で一覧を確認できる状態にあります。

それから名古屋市については、やはり条例の中で、条例の区域指定を受けたものに関しては開示をしている状況でございますけれども、今現在の累積の件数をお示ししておりますけれども、横浜市、名古屋市ともに100件程度が開示の対象になっているという状況でございます。東京都に関しては、年間で数百件から1,000件という状況ですので、件数が1桁、2桁違う状況ですので、そういった運用面の課題はあるかと思っておりますけれども、こういう取り組みは非常に参考になるかなとは考えております。

続いての資料は参考資料ということで、公報の例及び台帳の例をお示ししておりますので、必要に応じてごらんいただければと思います。

資料2については以上です。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

大塚委員から何かご意見とか伺っていますか。

【丹野課長】 まず、大塚委員から論点①の公開の方法につきまして、台帳の調製及び公開という記載について、法では公開でなく請求に基づく開示という表現が正確、適切だということでご指摘をいただきましたので、今回の資料は現在の都の運用状況についてご説明したということで、表現が正確ではないところがございますが、そのあたりはご理解いただければと思います。

あと、論点②の公開の範囲につきましては、理想としては都内の土壤汚染地マップを作ることであるということでございます。そのため、件数が多いことの負担はあるが、将来的にはCの範囲まで公開を目指してもよいのではないかというご意見でございます。

あと、既に公開している他の自治体の事例や運用についても調査してはどうか。他の自治体ということで、海外の事例も調査すべきではないかということで、実際ご意見もいただいております。そのあたりは事務局のほうで間に合っておりませんので、今後、実はフランスなどではこちらでいうA、B、Cの範囲までの情報公開をしているということでございますので、このあたりも調べていき、こちらの委員会にもご提示したいと考えております。

法のように台帳、解除台帳などと複数の台帳をつくらずに条例については1つの台帳にまとめて調製したほうがよいのではないかというご意見でございます。

今、申し上げたところをまとめますと、条例の台帳は理想形として届出情報をできるだ

け公開していくことを目指してほしいと大塚委員からご意見をいただいております。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、各委員の皆様、これについてご意見いただければと思います。

鈴木委員、どうぞ。ちょっとマイクをお願いいたします。

【鈴木委員】 論点②に関してです。先ほど大塚先生からもあったと思いますけれども、やはりCという汚染がなかった情報で公開まで将来的にはするべきだと考えます。このときに、もともと土壤汚染があつて、それを除去した場合。要するにその土地が白となった場合についても当然考えなければいけないと思いますので、そういう情報も含めてCというところをどうやって残していくかという考え方でご検討いただければと考えます。

【細見委員長】 鈴木委員、ここでいうと、今、言われたのはBに相当しますか。Bが。

【鈴木委員】 Bは汚染がある状態ですよね。汚染が全部除去されてしまうと、公開が消えてしまうことになるんじゃないですか。

【名取課長代理】 すみません。ちょっと説明を飛ばしてしましまして、Bについては汚染が除去された土地をイメージしております。

【鈴木委員】 ごめんなさい。

【名取課長代理】 指定が解除された土地をイメージしています。

【細見委員長】 ですので、AとBは、法でいうとここまで今回改正は多分やるということになっていますので、それ以外です。要は地歴調査とか、あるいは調査したけれども、汚染がなかったという情報をCの範疇として今、提案されていて、大塚委員はそれも含めて検討してはどうかというような意見で、鈴木委員はそれに関してもオッケーですよ、今の。

【鈴木委員】 そうですね。わかりました。ごめんなさい、私が。

【細見委員長】 汚染があつてそれが除去されたところはもうBで。

【鈴木委員】 Bなんですね。

【細見委員長】 これは法としてやっていくので、都もそれに従うというのか、それは最低というか、やりましょうということでしょうか。

【丹野課長】 既に法で整備している台帳につきましても、一度もう指定が解除されたものにつきましては、東京都は運用として、名前は違うんですが消除台帳という形で、別に国のほうは今、解除台帳ということになっていますが、消除台帳という形で整備をいたしまして、ただその情報につきましては、開示請求があつた場合だけは開示するという形

で運用してございます。そこは今回の法改正で解除台帳ができた暁には閲覧可能にする仕組みをつくりたいとは考えております。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。

【鈴木委員】 はい。失礼しました。Cについては、やはり調査が行われたということが残るといことも、後でその土地に対してまた新たな利用が起きるときに、やっぱり調査があったという結果を使うことになりますので、ぜひとも残していただければと思います。

【細見委員長】 ありがとうございます。

ほかにご意見とかございますか。小野委員、どうぞ。

【小野委員】 私も将来的にはCの方向で公開していくことに賛成です。時代の流れで、都知事の1丁目1番地と位置づけられていると理解しておりますし、官民データ活用法でもデータの整備が求められているからです。一元的に手に入るほうが、日本全体としてはハッピーという、そういう時代になってきたと理解しています。あまり制限を設けても、多分またどんどん開示しろという動きが出ると思います。ですので、事務手続の煩雑さをあまり圧迫しない範囲で、一気に公開じゃなくて、できたものから少し時間的な猶予を設けて公開、がいいと思いますので、Cです。

あと、横浜市や名古屋市はどのようなスタイルで情報公開をされているのでしょうか。ウェブで誰でも見られますか。

【名取課長代理】 全ての情報というわけではないですけども、届出のあった住所、場所についての一覧表が表示される形で公開されています。名古屋市に関しては、一部図面を用いたものも公開されております。

インターネット上で見られる状態になっていますけれども、ただ、実際の本物の台帳はそれぞれやはり事務所に置いてあるという状態で、最終的には、より詳しい情報は事務所の紙ベースでご確認くださいという形をとっております。

【小野委員】 ありがとうございます。

【丹野課長】 こちらが台帳の現物になっています。これは今、何冊あるんですか？ これが10冊以上、今、ございまして、こちらの情報が紙ベースで事務室に置いてございまして、こちらを常時閲覧可能という形で出しております。

【細見委員長】 石崎委員は何かご意見が。

【石崎委員】 私もCでよろしいのではないかと。結局、開示しない部分があったとし

でも、土地を有効利用するときに、土地の売買ですとか、そういうことがあったときに必ず調査もしなければなりませんし、その辺のところを鑑みれば、先ほどいろいろ意見を聞かせていただいている中で、やはり煩雑になるですとか情報の一元化とかということを考えれば、Cということで公開したほうがよろしいのではないかと思います。

**【細見委員長】** ほかによろしいでしょうか。

それでは、ちょっと公開というのか、開示というのか、この表現ぶりはもう一度事務局に整理していただいた上で、意味は同じだとお考えをいただき、公開の方向性は問題ないだろうと。範囲については、およそ多くの委員の方がCでいいのではないかとということで、ただ、数が年間、数百件、700件は、東京都は飛び抜けて非常に多いので。

**【丹野課長】** そうです。700プラス200ということで、900件。約1,000件近くという。年間でございますので。

**【細見委員長】** 即座にやれるかどうかも含めて、でも方向性はやっぱりCも含めてというのが委員の方のご趣旨だと思いますし、今後、土地の有効利用も含めると、風評被害というのがどういうところに当たるかちょっとわかりませんが、今回、少なくとも調査をした結果を出すのは将来の世代というか、将来を見据えた上では必要ではないかという意味かなと思いますので、その方向で骨子を、これは次回か3回目ぐらいに案を具体的に都として、事務局としてこういう案でいきたいと。いきなりぱっとできるのかどうか、段階を経てやるのかは、ちょっと事務局の裁量というか、まず提案をしていただいた上で、またこの検討委員会で議論をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

**【丹野課長】** ありがとうございます。

国の法律よりもさらにちょっと上回った対応ということになりますので、ただ、今のご意見を真摯に受けとめまして、建設的なものが第3回で出せるように事務局として頑張りたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

**【細見委員長】** 積極的な、前向きな発言でした。と思いますが、実際、これだけ数をやるのはほんとうに事務局も大変かなとも思いますので、その辺を踏まえた上で、提案をまたお願いしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。資料3でございます。条例第116条に基づく調査について、これを事務局からご説明をお願いいたします。

**【矢野課長代理】** それでは資料3につきまして、私から説明させていただきます。

個別の議論に入る前に、116条1項に基づく調査の概要について簡単にご説明いたします。

まず、条例116条1項の規定でございます。有害物質取扱事業者は、工場もしくは指定作業場を廃止し、あるいは全部もしくは主要な部分を除却しようとするときに、その行為の30日前までにその土壌の調査をして、それを届出なければならないという規定でございます。報告する内容としましては、その下にございます条例施行規則第55条のとおりでございます。

用語等々について、少し解説させていただきます。有害物質取扱事業者という用語でございますが、これは工場または指定作業場を設置している者ということで、現にこの時点で操業している者を対象と考えている規定でございます。有害物質を取り扱うという言葉につきましては、この設置者が取り扱ったことを指しまして、法のように特定施設での使用に限定しておりません。このため、法の対象ではないが条例の対象になるという事業者も多数ございます。法より広く適用されております。

この主要な部分という用語もございますが、これは工場または指定作業場に存在する施設のうち、有害物質を取り扱ったことにより土壌汚染が引き起こされたおそれがある施設のことを言います。また、廃止または除却をしようとする日の30日前までとしておりますのは、これが、事業者が工場や指定作業場の廃止を行う前に調査の実施を義務づけることで、実効性の担保を図るという趣旨がございます。

土壌の調査につきましては、新たな土壌汚染が引き起こされることがなくなった時点で行うとされておりますので、これは法が施設廃止後としていることと趣旨としては同じでございます。

こちらの条例116条につきましては、条例の工場・指定作業場制度の許認可・指導に関する事務の一環として、23の区、それから26の市、それから町村の地域については都がそれぞれ所管してございます。

平成27年度の116条調査の実績を用いて、こちらの条例の116条調査の特徴を少しご紹介させていただきます。条例の届出内容だけを見て、法が適用された案件かどうかはちょっとはっきりとはわかりませんので、業種で傾向を見た紹介という形でございます。

こちらが法対象になるようなことが多い業種ということで整理をしております。こちらが条例のみ対象になることが多い業種ということで、印刷業ですとかガソリンスタンド、自動車等整備業というものがよく条例の対象になるということで挙げられております。

こちらは27年度単独の116条調査の結果としての汚染の有無でございますが、42%の調査結果の中で汚染が「あり」であったということです。こちらは下のほうは業種別、あるいは敷地面積別で傾向を見ておりますが、一部割合が高い業種があるものの、それを見ませんと業種が法対象か否か、あるいは敷地面積による明確な汚染状況の傾向は見出しにくいというふうに見ております。

条例の1項とそれから法の3条の比較でございますが、条例はそもそも汚染原因者責任ということがありますので、調査の義務者が有害物質取扱事業者で、法3条が土地所有者となっているということと違いがございます。このことが理由で調査の対象物質についても、この事業者が取り扱った有害物質に限定しておりまして、過去の地歴は問いません。ただ、都内については、この事業者と所有者が一致しないというケースが約半分ぐらいあるという特徴がございます。

本資料の中で検討しておく課題が大きく分けて3つございます。1つ目が検討課題①として調査猶予の規定の整備。それぞれ論点①、②で、やるかやらないか、それから中身についてという形で見ていきます。検討課題②については、調査の報告、実施時期の変更の検討について。それから検討課題③については、調査義務の承継についてというところで、それぞれについて説明をさせていただきます。

検討課題①の調査猶予の規定の整備でございますが、これは法の3条のほうは一定の要件を満たした土地についてはこの調査の猶予を受けることができると。条例の116条にはこういった規定がございまして、法が平成15年に施行された後、考え方を都から通知で示しております。こちらは本資料3の添付1の参考資料としてつけてございます。

あくまで今回、改正法で調査猶予中の土地に関する新たな規制が課されることになったということで、条例における調査猶予規定のあり方を検討するという趣旨で今回こちらに議題として持ち込んでございます。条例の調査猶予というのは、あくまでも通知でございますので、条件としましては、建物があって取り壊すまでの間ですとか、物理的に調査が困難な場合、あるいは引き続き居住する場合などに限定して条件を示しているという状況です。なお、今回の法改正によって法の調査猶予中の土地の形質変更について、一定規模以上の形質変更については届出及び調査の義務が課されることとなっております。

法と条例とで猶予の違いがございまして、法では猶予されるケースですが条例では猶予されないケースについて、ちょっと見にくいですが、白い下線が引いてあるようなところで、更地になる場合、あるいは新しく土地利用をするような場合については、条例の場合

は調査猶予をしないという考え方を示しております。

実際にこの116条の事務を主に所管している23区、26市にアンケートの実施をしていただきまして、ご報告いただいた内容からこの116条調査の現状等々について、これから説明させていただきます。

まず調査猶予について、実質的に調査の報告を猶予しているケースがあるかないかということだと、大半の区市で猶予しているケースがあるということです。今、ご回答いただいた時点で、377と100ですので、合わせて500件弱の土地が猶予を受けている状況にあるということです。27年度に限っていきますと、区のほうで猶予を出している20区のうち、おおよそ116条対象となったケースのうち、15%程度が猶予されているということのようです。この猶予の条件につきましても、私ども都の通知の条件によって猶予しているというケースが半分ぐらいですが、一部、区の要綱に基づくあるいは法のただし書が出たときに猶予という扱いをしている区市もございます。

猶予の対象者等々につきましては、通知では詳細を定めておりませんので、区市でさまざまな事例に当たって運用でご対応をいただいているというところですので。猶予の期限といった考え方についてもごらんのとおりでございます。

また猶予中の土地の現況の確認方法につきましても、通知では現況届の様式は示しておりますが、これもあえて求めていないという実態もございます。またこういった管理をしている中であっても、猶予をした相手方と連絡がとれなくなるというケースも一部の区市で既に見られておるという状況でございます。

通知では猶予の取り消しの手続も定めていないということで、猶予の取り消しを行ったことがある自治体においても、その方法は分かれております。1つはこの調査の実施前取り消しの手続をしているケース、あるいは流れで取り消しをしたことにしているというケースですとか、そういったものがいろいろございます。

また通知では猶予の承継の手続も特に記載してございませんので、これについても個別事例ごとに区市のほうで検討して対応されているという状況がございます。

そもそも猶予が条例の規定にないことが理由で猶予をしていないと、あるいはまたは指導上、困難が生じたケースについては、区と市とで設問が異なっておりますが、それぞれあるということでございます。猶予しない理由としては、自治体内の法務部局からこれは通知では根拠となり得ないという指摘を受けたという例ですとか、あとは指導困難の事例の中でも、これが条例の規定にないということで、今後の指導に不安を抱えていらっしゃる

る様子などがうかがえます。

以上のことをまとめまして、現状としましては、この条例116条の調査については、本来、工場等廃止前に実施するということになっていきますので、法のような廃止後何日という期限があつて、それを猶予するものとはちょっと違いますので、猶予の規定となじまないという考え方もございます。しかし、実際には事業を廃止したが建物が残存するケースですとか、工場等としては廃止するが調査の猶予を認めるべきケースは現実には存在しているということでございます。

この猶予については条例の規定に基づかない猶予のため、通知を根拠とした運用では適用できないという区市も存在しますし、認めている区市におかれましても、適用範囲ですとか、取り消し手続といったところについて不一致が見られますし、また指導上の不安等々を抱えていらっしゃるという状況です。

これらを踏まえまして、論点①についての方向性としましては、この調査猶予の規定の必要性としては、区市との協議の上で、猶予の対象者、条件、手続等を明確にし、条例116条第1項調査の猶予の規定を整備すべきと考えます。

引き続きまして、論点②の内容に入っていきますが、その前に区市のほうから、実際に猶予規定を制度設計するに当たっていただいたご意見を紹介させていただきます。

猶予を条例で制度化する場合に猶予の条件として適切なものとしては、大半が現在の都通知の条件、原則として建物を取り壊すまでの間というところをご支持いただいておりますが、また法との整合、土対法とただし書の条件の整合に配慮してほしいというご意見もいただいているところです。

それから猶予中の土地につきまして、現況届ですとか、あと法と同様の利用状況の変更届、所有者等の変更の届出についてといったものの義務づけについては、ほとんどの区市で義務づけすることについて支持をいただいております。ただ、一方で義務づけを支持しない区もそれぞれございまして、区市の裁量に委ねるべきというご意見もいただいております。

以上のことをまとめまして、猶予の条件については都の通知の条件が多数の区市で支持いただいているところです。現況届等については義務づけすべきというご意見、それから特に現況届について義務化に賛成しない区市も一定数、存在しているという状況です。

それからご指摘として、過去の有害物質取り扱いの実態を知らない土地所有者や相続者にもし猶予を認める場合には、この取り扱い状況の情報の引き継ぎを求めるべきという指

摘もいただいております。現在猶予を出している約500件程度の土地に対する扱いも検討する必要がございます。

この猶予を認めているという状態は、もう既に調査の免除だと誤解されている、あるいは悪用されているという懸念もございまして、この猶予中の土地であることの情報が一般に提供される機会が必要というご意見もいただいております。

また法との関係性としましては、法のほうが条例より猶予対象が広いということで、条例のほうが猶予を認めないことによって、調査を実施させている案件が実は多数ございます。ただ、やはり法との対応の不一致のもとで指導をいただいているということで、苦慮されているという実態もございます。

これらを踏まえまして、論点②については、具体的な制度設計に当たっては、区市の実態を踏まえて、柔軟な運用を可能とする規定としたいと考えております。

次のスライドからは、区市と今後具体的に検討するに当たっての細かい論点を整理してございます。

第3回の検討会までの間にこれから区市といろいろとご相談を進めてまいる予定でございます。1つはこの猶予の対象者がどういうものかと。工場を廃止した者としたとき、この土地所有者の関与が必要かどうかというところが1つ観点として挙げられます。それから承継ですとか、現在の既に認められている者の扱いですとかいったところもございます。条例の調査契機として廃止時以外に主要な部分の除却というときにも調査義務がかかりますが、これは除却のときは土地改変がなされるという前提ですので、猶予の対象とはならないのではないかと考えてございます。

申請の方法につきましてとか、こちらについてもどういった手続がよいかという部分、それからあとは操業中の記録の保管承継という部分、土地所有者の関与など、論点としてあるかと思っております。

それから猶予中の土地に係る届出の内容として、現況届、利用状況や土地所有者等の変更届、それから改正法と同様に土地改変の届出を求めるかというところですが、基本的には条例の中でそれぞれの届出を義務づけるか、または区市のほうが猶予を認めるに当たって、これら現況や変更届等の提出を条件として猶予を出すことができるようにするかと、こういった条文の工夫はあると思っております。

また、猶予中の土地の改変については基本的に今の条例の通知の要件ですと、猶予の取り消しが相当と考えているところです。

それから猶予の条件、取り消しについても現在の条例通知の要件でよいかどうかと。これは法と異なりまして、条例のほうは汚染原因者責任に基づく調査ですので、法の条件と必ず合わせる必要はないと考えております。その上で、条件違反があったときの行政の判断での取り消しも今、法のほうでこういった取り消しができないという規定になっておりますので、このあたり、可能としたいと考えております。

それから猶予中の土地であることの情報については、条例で規定するものではなくて、裁量で可能であるという考え方をお示しするというところでどうかと考えております。

以上の事項につきまして、さしあたり、今後、区市との協議の場に都から示す方向性の案及び改正の骨子素案をさらに次のスライドでまとめてございます。こちらをお示した上で、区市と議論に入ってまいります、本日のご議論の中で修正を図っていくという予定でございます。

まず汚染原因者への調査義務ということで、調査猶予の条件については、法と全面的に整合を図る必要はないという整理。それから猶予を受ける手続において、土地の所有者の関与は必要ではないかという立場。それから猶予を受けている土地について、届出を求められることができる規定を設ける必要があると。それからこの届出あるいは行政のほう現場立ち入り等々で条件を満たしていないということを把握したときには、猶予を取り消すことを可能とする規定。それから手続としての相続や譲渡があったときの適切な承継の手続を可能とすると。それからあと、条例特有の事情として詳細調査のみ猶予したいというケース等々がございますので、このあたりは調査方法ということで、別途、指針の見直しの際に検討したいと思っております。

改正骨子（素案）としましては、今、申し上げたようなものを少し条文的に書き起こしたものでございます。土地所有者の関与としては、この調査の義務者が工場等の廃止をした者が土地所有者でない場合について、例えば猶予の申請を行うことに同意を求めるですとか、あるいは工場等設置者がこの土地を離れて別の者に管理を委ねる、特に土地所有者に管理を委ねることがあれば、これはもう土地所有者に義務を移すというところについてまで同意を求めるというところでどうかと考えております。

その他、猶予の条件については、現在の条例の通知の要件を考えております。この場合、例えば法の猶予条件の1つである第2号であったり、第1号のうち建物が残置される場合というところが適用となるという整理ができます。

それから知事の権限としまして、この猶予の確認に当たってさまざまな条件を付すこと

ができる。それから立ち入りによって現地を確認することができる。これらも権限の中で条件を満たしていないときには猶予を取り消すことができる。それからこれは114条、115条の命令の対象となるというところを残しておきたいと考えております。また猶予の承継に当たっては、工場等の操業時の情報に関する図面や記録の承継を条件とするというところで、猶予の条件、規定を整備していきたいと考えているところです。

本資料3につきましては、説明が長くなりますので、一旦ここで説明を終えて、この検討課題①についてのご議論をお願いしたいと思っております。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

法の改正のほうもこの点は随分議論もされました。今回、確保条例の中ではこの猶予規定が条例の中では明文化されていなくて、通知でおやりになっていたということでございます。それに対してこの調査猶予の規定の必要性について論点①という形で整備されていますが、この論点①の18。スライドの番号がそれぞれ下に振ってあるかと思いますが、これでいうと18枚目の方向性について、各委員の皆様、いかがでしょうか。ご意見をいただければと思います。

まず、猶予の規定を整備すべきではないという方向性ですけれども、これはおそらく流れからいって、妥当なのではないかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 もともと土壤汚染対策法と環境確保条例の契機が最初に整理されたように違うということが大きいポイントだと思います。土対法の場合には有害物質使用特定施設が1個でも廃止されれば、それが3条の調査命令になってしまうので、どうしても操業中とかは猶予期を置かないとなかなか最後の調査にならないと。ところが、確保条例は基本は工場廃止時ですから、当然その前に、全部有害物質使用特定施設は廃止されていなければいけないと。だからここまでできるということで、本来、土対法でただし書で猶予をしている分は、実は確保条例では何もしなくていい状態になっているという、まず理解でよろしいんだと思うんですけれども、主要なところにはありますけれども。ただ、やはりそのタイミングとして、猶予がなかなか、一番上に書いてある、なじまないというか、どういう位置づけで猶予をするのかが、なかなかちょっと整理しづらいのかなということがやっぱりちょっと気になります。だからそこを何かうまく整理して、明確にしないと、特に土対法との絡みで整備しないとやはりタイミングが全然違いますので、そこをぜひとももう少し整理していただければと感じます。

【細見委員長】 いかがでしょうか、事務局。

【丹野課長】 そもそも最初のところで、鈴木委員がおっしゃるとおり、調査を、契機の時期が条例は廃止前、30日前までに報告、法のほうは廃止後、120日以内ということになっておりますので、そういうところからいたしましても。しかも、そのとおり、全て有害物質を使用していた施設を全て廃止した場合と、一部でも除却した場合ということになりますので、そうなったときには、当然その施設を取り除いておりますので、ほぼ土壌の改変、土地の改変等に絡んでくるということで、猶予すべき、という規定は最初、想定をしていなかったということで、条例の中には明文化もされていなかったということでございます。その後、施行規則や指針の中にも盛り込まれなかったということで、通知という形で、私どものほうから区市に出させていただきましたが、それについてはやはり法的な拘束力、根拠ではないということは以前から言われているところでございます。

【鈴木委員】 ちょっともう1回確認をさせてほしいんですけども、1つの有害物質を使用している工場の中で、一番多い例は、土の形質変更を伴わずに、例えばコンクリートのベースは残ったままで、その上の有害物質使用特定施設を除却するなり、新しく変えるということで、ここでも土壤汚染対策法の3条がかかってしまうんですね。ですから、その後、まだ工場を続けておかなければいけない、いきたいという希望があるのに、全部調査してもしょうがない、またするわけにもいかないということで、ただし書で猶予をするというのが、多分、一番基本的な考え方になると思うんです。ですが、確保条例はもう工場を廃止するときまでは直前にはなるとはいえ、そこまでは特に何もやらずに済むわけですね、今のようなそういう例であれば。土を掘削するのは別としてです。ですから、その整備が必要だと考えているということです。

【細見委員長】 どうぞ。

【名取課長代理】 ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、有害物質取り扱い、土対法の特設施設の廃止と工場の廃止とのタイミングがずれるということですが、一方、都内ですと3条のただし書猶予を出しているケースはほぼもう工場が廃止されているケースがほとんどでございます。結果として、住居等に使用するという形の要件でただし書をとっているものがほとんどですので、そういったものについて、条例と法の猶予のタイミングが比較的合ってくるという現状がございます。

【細見委員長】 どうぞ。

【丹野課長】 もしよろしければ、ちょっと大塚委員のご意見、こちらの論点①につき

まして、ここでご紹介いたします。

猶予の条件については、法と条例で異なっております。条例のほうが法よりも限定的であり、厳しいということについては、その方向でよいのではないかというご意見でございます。猶予の取り消しの規定については、こちらについても条例の中できっちり明文化すべきであるというご意見でございました。

【細見委員長】 まず、確認としては、この18枚目に今、掲げてあります論点のところの方向性で猶予の規定を整備していくべきであるということに関してはどうでしょうか。ご異論がなければ、その方向で考えさせていただきたいと思います。

次に、論点の②ですか。スライドでいうと22枚目、あるいは23枚目のところを踏まえて、冊子的には24枚目、25枚目に案として示すもの。ここで書いてある、区市ワーキングにというのは、今回、この条例の116条に関しては、実際に窓口になるのはほとんどが市と区なんです、都も若干あるかもしれませんが。ですので、その関係するグループという意味ですか、この区市ワーキングというか。

【丹野課長】 そうでございます。事前のご説明のときに、委員の皆様にご説明いたしましたとおり、本検討会で検討した事項につきましては、その後、必ず区や市の方たちとのワーキンググループという形で、会議の場を設けまして、その中で区市の皆様からのご意見も頂戴するという形で考えてございます。

事務につきましては、この116条は、区市に事務移譲しております。一部の町村の部分につきましては、東京都直轄で行っておりますので、島しょ部ですとか多摩地域の町村部につきましては、東京都で直轄でやっております。

【細見委員長】 今、若干補足していただきましたが、24枚目、25枚目の案で、この区市の方々と検討していきたいということで、それに当たって、何かお気づきの点だとか、今、見直しの方向性（案）と示されていますが、それについて何かご指摘とかいただければと思います。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 猶予の規模だったりですとか、対象ですとか、条件を今後、検討されると思うんですが、おそらくは小さい事業所さんですとかいうところは、やはりそういう猶予対象ということに挙がってくると思うんです。ただ、一方で、取り扱い物質がかなり高濃度、原液状で扱っているような事業所さんの場合は、猶予することが必ずしもその事業所さんのためにならない場合もあり得る。場合によっては、汚染が広がるようなことも

あり得ますので、そういう場合、猶予を認めないということではなくて、不用意に土地の被覆をはがしたりですとかということのないように、きちんと適切に指導していただくですとか、少し汚染物質、汚染状況に応じた指導だったりですとか、猶予の際の懸案事項等も少し気にしていただけたらと思います。

【細見委員長】　　そういう意味では、今のご意見は、この言い方が、ちょっと国と言いが違うんですね。何でしたか。

【丹野課長】　　工場・指定作業場でございます。

【細見委員長】　　工場または指定作業場ですか。

【丹野課長】　　条例上は。

【細見委員長】　　ここの具体的に何をどうしているのかというのもちょっと考慮すべきではないかというご意見ですけれども、なかなか高濃度を扱っているのが、量もありますよね、おそらく。試薬瓶1本ぐらいの量なのか、大量に扱っているのかによっても多分違って来るかもしれないので、そこはどこまで特定できるかどうかは、わかるんですか、実際に。

【名取課長代理】　　確保条例の別の部分で、化学物質の適正管理制度というものを設けておきまして、これは100キログラム以上の物質が対象になりますけれども、そういった対象になっている物質に関しては把握は可能かなと思います。それから国のP R T R制度は1トン以上になってしまいますけれども、この場合には条例で対象にしている有害物質については全て対象になっていると思いますので、そういった情報は活用できるだろうと思います。

【小林委員】　　要は6ページ、7ページみたいに、そういう調査結果からもこういう業種ではかなり原液状の汚染が地下に残っているみたいな情報もあるかと思いますが、そういうことを参考に、猶予される際には適切な行政指導をということかと思いますが。

【細見委員長】　　ありがとうございます。

今までの経験で、やっぱり原液状のものがあるという場合には、後で広がるとかいろいろなその後の管理がより気をつけなければというご趣旨だと思います。

ほかにご意見ございますか。どうぞ。

【石崎委員】　　実際、東京都で掌握しているかどうかはわかりませんが、例えば私どものように小規模の事業者ですと、例えば床面を完全にコンクリートでブロックされているような地下浸透は考えられないような建物と、変な言い方ですけども、昔から何

十年もそのまま土間のようなところでやられているところと、これはやはり地下浸透が過去から現在もまだ続いているところと、もう完全にとまっているところと、やはり状況は変わってくると思うんです。確かに我々のようなところだと、やはり狭小な土地でやっておりますものですから、広い土地で、例えば一部に工場があって一部は全く物質を使っていないとかというよりも、大体土地全部を工場として使っているというパターンが多いですから、そういう意味でも地上部分というんですか、表層部分がやはり地下浸透の防止条例のいろいろありますけれども、それをちゃんと履行していて、もうこれ以上地下浸透しませんというところと、今、現状もやっぱり地下浸透し続けているところと区別して考えていただいたりとか、またあと、先ほどもお話がありましたように、重金属と例えば有機溶剤とやはり当然ボーリングする深さも違いますし、物質によってもその辺の管理のされ方ですとか、その土地のところに残る度合いが違いますので、できればその辺も考慮していただいて、考えていただけると我々としては非常に助かります。

**【細見委員長】** それでは、今、いただいたご指摘事項も踏まえて、区市と検討に入るということでもよろしゅうございますか。

それでは、資料3の引き続き、検討課題の②ですが、これも事務局からご説明をお願いします。

**【矢野課長代理】** では、スライド26から説明を続けさせていただきます。

こちらからは調査報告実施時期の変更ということで、説明をさせていただきたいと思えます。先ほど鈴木委員からのご指摘もあった点につきましても、この中で読み込んでいただければと思います。

こちらについては、条例で調査猶予の規定を設けるに当たって、改めて条例と法とで調査報告の時期が異なるということについても課題の整理を行って、見直しの必要性を検討するというものでございます。

条例116条1項につきましては、先ほど説明したとおり、指導の実効性担保のために、事業者による工場廃止前の調査報告を義務づけております。期限を廃止の30日前として、調査報告後の対策の義務についてもこの廃止前の事業者のものとしております。

一方で、法3条1項につきましては、有害物質の使用がなくなった時点での調査の実施の担保のために、特定施設廃止後に土地所有者に対しての土地調査義務ということになっております。これらにつきましては、やはり調査報告時期が違うことにつきましても、説明上、苦慮することが多いという状況でございます。

また、条例の調査につきましても、指針において、有害物質を取り扱うことがなくなった時点で実施することを規定しておりますということで、この考え方は法と同様となっております。

また、関連する規定としまして、環境確保条例第87条に廃止届の規定がございまして、工場の認可を受けた者につきましては、この工場を廃止したときはその日から30日以内にその旨を知事に届出なければならないとなっております。この廃止届というのは事後の届出となっております。116条の調査と工場の廃止の時期等の関係については、この規定との関連も考慮する必要がございます。

現行の条例と法の調査時期のずれに関して、2つの場合のフローをご紹介します。1つ目は条例と法の調査方法を合わせることができるといふ指針上の特例を適用するケースでございます。この場合は、法の適用の確認が必要になりますので、廃止の手続の時期が大きくずれてくるということになります。

続いて、逆に廃止の手続の時期を合わせたというときにつきましては、このときにはもう先に条例の調査を実施する必要がございますので、法の案件であることが確認できませんので、法の方法に合わせる特例が適用できないというデメリットが生じます。

ここからは実際に廃止前の116条調査実施に際しまして、区市が行っていただいている指導の状況をアンケート結果からご紹介いたします。工場廃止の相談等があった場合、区市では設置の申請の届出や、届出その他届出書、立ち入り記録等の既に保有している情報のほか、事業者から取り扱い状況を記入し提出させる報告様式を独自に運用されたり、ヒアリングですとか、あるいは現地調査という方法で有害物質の取り扱いについて精査されて、それで116条の適用対象であることを確認してから指導を行っていることがわかります。有害物質の取り扱いがあったかどうかの判断についても、事例ごとに非常に細かい判断が必要となっているという状況でございます。

事前に相談があれば、今のような確認を通じて116条調査の指導を実施するわけですが、相談なく窓口で廃止届を持参された事業者がいらっしゃったときに、有害物質取扱事業者であることがわかった場合は、廃止届を受理しないという対応が大半を占めます。受理しないことでのトラブルですとか、また受理した場合についても現行規定上の指導の根拠がないということから難しい状況にあることがうかがえます。

さらに廃止届を受理した後で、有害物質取扱事業者であったことが判明したときの対応として、ごく一部ではございますが、廃止を取り消すということさえ想定されている区市

もでございます。このような状況も含めまして、調査・対策義務を課す時期を廃止後に変更して、必要な指導権限を付与するという想定で伺ったところ、大半の区市が廃止前と比較して指導がより困難になるという印象を持っていることがわかりました。

理由として代表的なものをこちらにまとめましたが、不動産売買で必須な廃止手続のためにやむを得ず調査をしている実態があると。あるいは廃止後、すぐに事業者が退出し、連絡がとれなくなるおそれが高い。廃止後への事業者への指導のノウハウはあまり持っていらっしゃらない。

それから少数派ではありますが、困難さが増すと考えにくいとお答えいただいた区市の意見としては、廃止後のほうが合理的で、実態として廃止後に調査をさせている。いずれにしても義務者が調査を行うかどうかにかかっているといったご意見もございました。

以上のことをまとめまして、有害物質の取り扱い状況の確認のためには、こういった形でいただいていると。それから116条調査がなされない状況においては、廃止の手続は進めていないというのが大半ですが、このことについての問題も認識がされている状況です。

それから116条調査は、もうこの実施が廃止届の受理の条件となっているのが事実上の運用ですので、調査がなされない限り、実体のない工場が存在し続ける原因にもなっていると。逆にこのことが、廃止手続のために調査をするということを促しているという実態もでございます。

廃止後については、事業者と連絡がとれなくなるなどの指導上の困難が増すということ。一方で、困難事例というのは廃止の前後にかかわらず存在するというご意見もいただいているところ です。

これらを踏まえまして、課題としては少し切り分けて考えさせていただきますが、調査報告時期については廃止の30日前であることについては指導上の必要性は認められるものの、制度上は問題が多いということで、見直すことを検討すべきではないかと。ただ、これを廃止後にすることについては、指導上の困難が懸念されているということで、これに対する対策を講じることが規定上整ったときに、この見直しをしていきたいということで考えております。

条例と法の関係性は、今のおり法との関係性の整理の問題でも重要ですので、条例の調査報告の時期を廃止後にすることによって、先ほどの少しややこしかったフローが非常にすっきりしてくるという利点がございます。こういったことで法の調査方法による特例

も受けられますし、今後、法と条例が重複した案件についての手続の合理化ですとか、指導の連携が図られることが期待できます。

次のスライドからは、区市と今後具体的に検討するに当たっての細かい論点を整理してございます。先ほど整理したとおり、この廃止後の調査とすることについては、指導上の権限の担保が必須でございます。それから有害物質の取り扱いの有無を確認するための報告等を求める権限についても、一般的な報告聴取が条例上規定されていないということで、これについても何らかの対応が必要な状況です。それから廃止届の提出時期との関係の整理も必要です。それから廃止後の調査という場合には、もう調査期限を当然規定する必要がありますが、この場合は法の第3条に調査延長の申請がございますので、この手続の仕組みも必要となってくると考えられます。そのほか、土地の所有者との関係性の整理が幾つか必要と考えられます。

これらを踏まえまして、先ほどの調査猶予のときと同じですが、具体的な制度設計に当たっては、区市の実態を踏まえて、柔軟な運用を可能とする規定としたいと考えております。

次のスライドからは区市と今後、具体的に検討するに当たっての細かい論点を整理してございます。

まず1つ目としては、この廃止後調査の義務者ということで、現在は操業中の事業者である有害物質取扱事業者という定義になっていますが、これにかわる定義はどのようなものとするかということで、ここでは仮に有害物質取扱事業者であった者で工場等を廃止した者、例えば工場等廃止者といったような位置づけなど、定義を検討する必要があると考えております。

それから有害物質取り扱い状況の把握方法としては、大きく2つ考え方があると思っております。この有害物質の取り扱い履歴の報告を条例の中で義務づけると。そうした場合にはおそらく全ての廃止案件についてこの届出を要することになるのではないかと考えております。ここを少し運用上の柔軟性を担保しようと考えたときに、例えば区市がこの廃止の手続に当たって、必要な報告を求めることができるというような根拠規定を設けるというやり方もあるのではないかと考えているところです。

それから調査方向の期限ですが、廃止後調査を実施し、報告する期限としての考え方が、まず廃止届自体が廃止後30日以内となっているということで、そもそも工場としての廃止と廃止手続の時期というものがずれが生じているという状況でございます。この

工場が廃止されてから、廃止届が提出される時期までの間に指導が可能となるような時期の設定も考えるのはどうだろうかというところです。また調査延長につきましては、全ての調査の報告を延長するというのではなくて、例えば段階的に調査の一部だけ実施したものを受け付けて、残りの部分の延長を認めるといった手続もあり得るのではないかと考えておりました、こういったものも同時に定めるのはどうだろうかと考えております。

廃止後調査の義務者への指導については、現在、条例119条に指導助言の規定がございまして、この対象者を有害物質取扱事業者としておりますので、今後新しく例えば工場等廃止者というものを定義づけたら、この119条の対象としてその者を含めるという規定も必要になってくると考えております。

また土地所有者の関与でございしますが、土地所有者については土対法としてはもう調査の義務を負っているという立場でございまして、条例についても何らか調査への協力義務を負っているということなど、責任を示すべきではないかというところです。また、調査の報告をした後、先ほど資料2で説明したとおり、今後台帳にこの結果も載ってまいりますので、このあたりも含めまして土地所有者が調査結果についても何らか関与する必要があるのではないかというところです。それから調査義務の承継というところが出てきますが、これは次の検討課題で整理させていただきます。

また調査義務が課せられている土地であることにつきましても、この情報も知らせるべきだというご意見もありますが、このあたりも区市の裁量で可能であるということを示すべきではないかと考えております。

以上の事項につきまして、先ほどと同様、区市のワーキングに都案として示すものをお示ししてございます。

この116条の調査の時期につきましては、廃止後とするという方向で一旦資料をまとめてございます。この中で、全部もしくは主要な部分の除却のときの調査については、土地の改変を今後予定している調査でございまして、従来どおりこの実施の前に調査すべきと考えております。

それから調査の実施義務者につきましては、工場等廃止者という定義ということで位置づけたいと思います。工場等廃止者に対しての指導権限を担保すると。それから調査報告に当たっての土地所有者の何らかの関与を求めるべきと。それから有害物質取扱事業者であったことの確認のため、取り扱いの状況がわかる資料などについて、事業者に報告・提出を求めることができるようにする必要があると。それから廃止後、調査報告までの期限

につきましては、廃止届の期限との関係性の整理を行うと。それから調査延長の手續についても同時に検討するという事で考えております。

下の丸2つでございますが、特に一番下、時期を見直すことによって、法との関係性が少しすっきりしますので、重複する案件の手續の合理化については、第3回の検討会の中で取り扱いたいと考えております。

以上を踏まえての改正骨子（素案）ということで、調査報告の時期ですが、116条の条文上は廃止または除却をしようとするときということで、シンプルにまとめられておりますが、今回報告の時期が分かりますので、一旦次の者はということで、1号、2号、3号という3パターンを考えて設定しております。1つは廃止する者。これは廃止の日から何日以内ということで規定すると。それから有害物質取扱事業者は現に操業中の者で全部もしくは主要な部分の除却しようとするものについては、行為の日の何日か前まで。それからその他ということで、先ほど検討課題①で取り上げました猶予の取り消しをされた調査義務者等々、あと次の議題で調査義務を承継した者というのが出てまいりますので、こういった者については義務の生じた日から何日以内と。こういった期日までに行えない事情がある場合については、申請によって調査報告の全部または一部について期限の延長というものを規定したいということです。

それから2つ目として、知事は、有害物質取扱事業者であることもしくはあったこと、またはそうでないことの確認のため必要な範囲において、工場または指定作業場の敷地内における有害物質の取り扱い状況について、工場等の設置者から報告を求めることができると。こういった規定を置くことによって、取り扱い状況の把握を容易にし、その根拠となる規定を置きたいと思っております。

資料、検討課題②についての説明についての説明は以上です。

**【細見委員長】** どうもありがとうございました。

最初に33枚目のスライドのところ、論点③に向けての考え方（案）というところですが、こういう方向性でいかどうかということですが、いかがでしょうか。

廃止の30日前というのを改めると。しかし、そのときに指導上の困難が懸念される事項についてはあらかじめ対策を講じた上でという条件がついたと。いかがでしょうか。

小野委員、どうぞ。

**【小野委員】** こちらの考え方は合理的だと思います。今までおそらく指導上の問題で、工場が廃止する前に汚染者に直接指導ということだったんですが、廃止された後も連絡が

とれない状態になるのを極力防ぐような仕組みですよ。今後も都の指導を受ける義務があるみたいな、工場廃止者でしたっけ。そのように位置づけることによって、適切にフォローアップができるんじゃないかと思えますので、よいのではないのでしょうか。

【細見委員長】 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご異論がなければ、一応この33枚目の方向性で進めると。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。その上で、次の論点④。スライドでいいますと36枚目、37枚目の論点に基づいて、最終的には区市ワーキング等議論をするたたき台として38枚目、39枚目の都が協議を出す案として示されるときに、もう少しこういう点が足りない、あるいはこういう点をつけ加えるべきだとか、そういうご意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっと38ページの確認ですけれども、主要な部分の除却については従来どおりというのはよくわかるんですが、全部の除却というのと工場廃止。だから全部除却した後で、その後、工場廃止という流れになるので、これで合理的だということによろしいですか。全部除却というのは何もなくなってしまうわけですよ。その後で工場の廃止。ちょっと順番が。僕が間違っているのかもしれませんが、この一番最初の丸ですけれども。

【丹野課長】 括弧書きのところでございますね。

【細見委員長】 そうです。

【丹野課長】 全部もしくは主要な部分の除却については。

【矢野課長代理】 こちらについては全部除却でかつ廃止しない案件というのが存在するかどうか事例を確認した上で、区市と相談して確認したいと思います。

【丹野課長】 全部というのは、工場や指定作業場を全て廃止するという意味で、主要な部分の除却といいますと、実際有害物質を取り扱っていたような場所ですね。場所や施設。

【細見委員長】 それはわかるんです。もう全部除却というのは、全部なくなるのでは。ちょっとその意味だけです。

【丹野課長】 確かに。確認いたします。あと、実際、法の3条の対象かどうかというところのときにもかなり悩ましいところがございますが、特定施設で本当に有害物質を使用していたかどうか、今、規定されている27物質。そのあたりの確認というのは実は私も苦慮しているところがございます。同じように、この条例の116条も有害物質を

使用していた工場・指定作業場ということになっておりますので、ただの工場・指定作業場だけでいいますと、有害物質を使用していないところが多くなっていくかと思えます。実際にこの27物質を使っていたかどうかの確認という部分がかかり区市の皆様も苦慮されているのではないかなと思います。ですので、実際に報告を求める有害物質取り扱い状況の把握のところ、有害物質取扱履歴報告という、これは仮称でございますが、そういったものを求めることができるという規定は非常に有効なのではないかなと考えております。

【細見委員長】 有効である。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 この資料の一番最初のほうで、116条は、そのときその工場が使用している特定有害物質だけを対象としていて、その前、過去に使ったものについては遡及はしないという前提は今のところ変えるつもりがないということになりますよね。

【丹野課長】 そうです。現状の工場・指定作業場でということになります。

【鈴木委員】 ですからその部分の物質の種類がどのように限定されるかという記録は、先ほど1つ前の資料であったCのタイプですね。汚染がないということを過去まで遡及して保証しているものではありませんので、その残し方についても一緒にやっぱり検討しておく必要があるかと思えます。

【丹野課長】 わかりました。

【細見委員長】 ありがとうございます。

今の鈴木委員のコメントは協議で参考にさせていただければと思います。ほかにございますか。

【大塚委員】 すみません。1つ。

【細見委員長】 はい、どうぞ。

【大塚委員】 ちょっと遅れてきて申しわけないんですが、この3-19の、この措置を別途検討するというのはこれはどこに出ているんですか。1-4というのは。

【細見委員長】 38枚目。今のやつです。1-4と、下から2行目の。

【矢野課長代理】 1-4につきましては、本日第1回目の資料4の検討の中で、調査義務に従わない者に対するの措置を検討するという意味合いでございますので、次の資料4の中で扱わせていただきたいと思います。

【大塚委員】 それは後でということですね。

【細見委員長】 はい。今までの資料の3で。よろしいでしょうか。

【大塚委員】 はい。

【細見委員長】 ほかに。それではこの検討事項②については、今、鈴木委員のご指摘も踏まえながら、区市と検討に入るといふことでよろしゅうございますか。

それでは、資料3の③です。検討事項③、40ページ、40枚目ですが、これについて、ご説明をお願いしたいと思います。

【矢野課長代理】 スライド40から、次、検討課題③の説明をさせていただきます。

環境確保条例116条に4項というものがございます。前3項の規定にかかわらず、有害物質取扱事業者が土壌汚染の調査または汚染拡散防止の措置を行わずに、この土地の譲渡、あるいは借地の返還をしたときは、譲渡を受けた者が土壌汚染の調査または汚染の拡散の防止の措置を講じなければならないとなっております。

前3項というのは116条1項の調査報告義務、それから2項、3項に基づく拡散防止措置の義務を指します。

こちらの規定につきましては、有害物質取扱事業者が、何らかの事情によって調査や対策を行わずにこの土地を離れたときに、この譲渡を受けた者、それから借地の返還を受けた、いわゆる土地の所有者に対して調査を義務づけるという位置づけでございます。ただ、この範囲につきましては、この調査結果の報告義務というものが条文上は課されておられません。ですので、この報告を受けた者に対して出される116条2項の汚染拡散防止措置命令の対象にならないという整理になっております。また土地の譲渡・返還に限っておりますので、これを伴わずに事業者が土地を離れるケースにおける土地所有者、それからさらに土地の転得者に対しては第116条第4項の義務を負わせることができないと解されてございます。

これが今申し上げた、規定が適用できないケースの例になります。あと1つ目は事業者以外の土地の所有者がいた場合で、借地契約によらないケース、具体的にはさらに細かい事例ですと、例えば建物のみを貸借して行っている者、それから、都内ですと特によくあるんですが、建物の一部にテナントとして入っていた事業者が退出した場合というときに、つきましては、これは土地の譲渡・返還が行われていないということで、この時点での土地所有者に116条4項の義務を課すことはできないと解されております。また、この土地の譲渡を受けた者がさらに別の者に土地を譲渡した場合につきましては、116条4項でいうところの有害物質取扱事業者から土地の譲渡を受けた者とは言えず、義務を課すこ

とができないと解されてございます。こちらは、116条4項の本来の趣旨を考えますと、現状のように適用できないケースがあるという状態は望ましくないと考えられます。

参考に、条例と法の調査義務の承継の規定を比較してございます。条例のほうは最初に、いわゆる事業者のほうにかかった後で、土地を譲渡したときに譲渡を受けた土地所有者に行きますが、法のほうはそもそも施設が廃止されたときの当該土地の所有者が調査義務を負っているものです。これは事業者が所在不明になった場合であっても、この土地の調査、対策を行わせるという、抜けがないことを重視して土地所有者を義務と定めたという意味合いも強くございます。この場合、この新旧の土地所有者間の義務の承継につきましては、合意を要しておりまして、合意がなければ旧所有者が義務を負うという位置づけになってございます。それから新たな土地の所有者の義務は、旧所有者と全く同格になります。

116条4項を用いた指導を区市でどのようになさっているかについてもアンケートの報告から状況を確認させていただいております。116条4項に基づく指導は、区ですと全ての区、市もほとんどの市のほうで行っていただいていると。この中で特に義務づけがない調査報告書についても、指導というわけではなくお願いベースですが、報告書をお願いしているというところがございます。

やはり116条4項による指導の苦慮事例としては、土地が転売されてしまうと、所有者に条例上の調査義務等がかからなくなって指導ができないという、この事例は多数の区市からいただいております。

また、規定への意見としましては、義務の範囲のことですとか、引き継がれないこと、また指導をどこまで行うのかということへの苦慮などが挙げられてございます。

現状としまして、この116条4項に基づく指導は広く行われて、調査実施・対策実施により解決する事例も多数あると伺っております。116条4項の規定は、汚染原因者から土地所有者の地位を引き継ぐに当たって合意なく新所有者に義務を負わせるというところでもございますので、その対象者や責任範囲に限界があるのもやむを得ないと感じているところではございます。これに対して、法3条の規定は、土地の所有者が調査義務を負うことを明確に規定してございますので、土地所有者に命令・罰則に至るまでの義務を課しているところです。法対象案件のときには、もしこういった条例上の116条4項が適用されない場合であっても、この法の対象となった土地所有者さんに条例上の対応もお願いしたりするケースもあります。ただ、やはり条例のみ対象の案件については、土地所有

者への指導の根拠がないケースがございます。

こういったところを踏まえまして、論点⑤についての方向性ではございますが、汚染原因者から土地所有者の調査義務の承継は、対象地が未調査で放置される状況を防ぐためにも必須であると。さらに、汚染原因者責任から土地所有者の状態責任に移行するための理由づけを明確にし、調査及びその報告の義務まで、その時点での土地所有者に追わせるのが適切ではないかと考えているところです。

論点⑥としまして、現状と懸案事項をこちらでまとめておりますが、116条4項に基づく指導としては、特に転得者に義務が及ばないことについての苦慮事例が多いということです。また、報告義務がないということで、命令の対象にならない。それから後から適切なものでなかったということが発覚するという事例もあるということです。

法の3条につきましては、土地所有者間での義務の承継を定めておりますが、これは所有者間の合意や所有者通知の発出を要する手続となっております。

条例というのは汚染原因者責任を追及する立場でございますので、やはりこれは汚染原因者が調査を行う見込みがないといったやむを得ない事情がある場合、あるいは土地所有者さんが合意された場合というのに限って、この条例の調査義務を承継することとし、このあたりの判断の根拠や手続を定めるということが必要であると考えております。ただ、この転得者への義務承継については、法施行規則と同様であれば合意が原則であると考えられますが、この規定の悪用を防ぐための仕組みも同時に検討することが必要ではないかと考えているところです。

これにつきまして、論点⑥についての考え方としては、条例116条第1項の調査義務については、廃止者が不存在、それから行政指導に従う意志がない等、調査義務を果たす見込みがない場合について、その時点での土地所有者等に負わせるべきではないかと。この場合はもう土地所有者に調査の結果の報告につきましても義務づけることとして、義務を果たさなかった場合の扱いについても工場等廃止者と同様と規定すべきではないかと。また転得者に対する義務承継の手続についても、ちゃんと適切に定めるべきではないかという考え方を示してございます。

この考え方に従って、この見直しの方向性案による条例のものとそれから現行の法の仕組みによる義務承継の考え方を示したものでございます。左側が条例、右側が今の現行の法の規定によるものとなっております。最初に条例の場合は調査報告義務は工場等廃止者に課されますが、今後、調査協力義務を土地所有者等に規定するという部分も先ほどの説

明の中で申し上げましたが、規定していく予定です。この承継の契機としましては、工場等廃止者が義務を果たす見込みがないとき、義務を果たす見込みがないときの整理は次の資料4の中でも取り扱ってまいります。それから土地所有者等との合意がなされた場合、このいずれかの場合については、その時点での土地所有者が義務を負うと。また、この土地所有者から新土地所有者に土地の権利が移動した場合について、これも同じような条件を考えておまして、土地所有者間の合意がなされたとき、それからこの旧の土地所有者が義務を果たす見込みがないときについては、新しい土地所有者のほうに義務を移行するというところまで規定できればと考えております。

今回は調査義務の承継について整理してございますが、対策の義務の承継については、第2回の検討委員会で、今後対策の中身についても整理してまいりますので、それを踏まえて検討したいと考えております。

以上を踏まえまして、また区市ワーキングにお示しする都案とそれから改正骨子になります。条例116条1項の調査義務については、工場等廃止者が調査義務を果たす見込みがない場合について、土地所有者等に負わせることを可能とすべきではないかと。この場合、調査結果の報告についても、土地の状態責任に基づき、土地所有者等に義務づけるべきではないかと。それから2つほど担保したいことがございまして、116条に基づく対策義務の対象者と承継については別途検討したいということ。それから121条という規定がございまして、これは費用の請求を、求償を求めることができる規定でございまして、これについても必要な改正を行うことを考えております。

この義務の承継の考え方としましては、①、②、③のパターンがございまして、調査報告がなされないまま廃止者が不存在となった場合、それから調査報告がなされないことについて、工場等廃止者が勧告を受け、これに従わなかった場合と。それから調査報告を土地所有者が行うことについて、両者と合意があった場合と。

それから2項につきましては、今度は土地に関する権利の譲渡に当たっては両者の合意があったときは新たな土地の所有者等が調査の実施及び報告の義務を承継すると。この2項の合意による承継がなかった場合の土地につきまして、旧所有者が調査報告を行わずに不存在になったり、あるいは勧告を受けこれに従わなかったときにはその時点における土地の所有者が義務を負うという規定を整備することを考えてございます。

以上で検討課題③に関する説明を終わります。

**【細見委員長】** どうもありがとうございます。

お手元の資料でいうと、44枚目のスライドでまず調査義務を土地所有者に承継すべき状況に関して、方向性（案）が出ています。これについて、まずご意見を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

この論点⑤の方向性に基づいて、さらに次の論点⑥という義務の範囲というんでしょうか、それが45枚目のスライドで示されています。これについても何かご質問も含めて御意見があれば。ここの45枚目のスライドに基づいて、実際には47、48枚目のスライドで区市と協議に入っていきたいというのが事務局の案でございます。これも含めて、ご意見をいただければと思います。

大塚委員、どうぞ。お願いします。

【大塚委員】 結構だと思っておりますが、有害物質取扱事業者だけに調査をしていただくことを考えていると、土地が譲渡されてしまった等の場合に困りますので、状態責任に基づいた土地所有者にもやっていただくという基本的な発想で、これによろしいと思います。

ちょっと1つお伺いしておきたいのは、新しい論点で申しわけないですけども、法律のように通知とかもするということはあまりお考えになっていないということですよ。ちょっとその理由を教えてください。何か一応説明をしておいていただけるとありがたいかなと思っております。

【細見委員長】 通知というのは。

【大塚委員】 所有者がかわったときに新しい所有者に対して通知するというのは多分お考えになっていないと思うんですが、その説明をしておいていただけたほうがいいかなと思います。

【矢野課長代理】 すみません。議論を限らせていただければと思うんですが、今の土地所有者間の合意があった場合の所有者通知ということでよろしいですか。

【大塚委員】 はい。あるいは②の場合も同じような問題があり得ると思いますけれども、説明をしておいていただいたほうがいいかなと申し上げただけで、反対しているわけでも何でもないです。

【矢野課長代理】 ②につきましては、次の資料4の中で少し土地所有者にこういった工場等廃止者に指導が行われている状況についての通知を行うような仕組みを考えておりますが、ここの言うところの③の合意の部分につきましてはの通知を出す、出さないの整理につきましては、ちょっと今日の時点では明確な答えをご準備できておりませんが、区市

の実務との兼ね合いの中で現実的に最も効力が出て、また即効性のあるような部分で考えたいと思っているところです。

【大塚委員】 ありがとうございます。

【細見委員長】 その部分については、区市と。実際に通知を出されるのは区市ですので、ご意見を伺うと。

【丹野課長】 確かにおっしゃるとおり、土地の所有者の方が自分のほうに義務がかかったかどうかという認識が多分このままでいきますとないままになってしまうということも想定されますので、そのあたりは今後事務局とあと区市の皆様と一緒に検討していきたいと考えております。

【細見委員長】 石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】 実例で私も。私自身ではないですけども、例えば工場に住まいがあったところが借地で万歳して逃げてしまったと。その土地の所有者は隣に住んでいらっしゃる結構年配の方です。この場合、逃げてしまった発生原因者に責任があるとはいえ、逃げてしまって、それを追いかけるというか、その責任者を探すことは、その土地の所有者が責任を持ってやらなきゃいけないのか、それともそれこそ捜査権限を持っているような方が探し出すのか、そこのところは、私はやっぱりそのとき見ていて、隣の借地というか、土地を貸されていた方は何も罪もないというか何の責任もない中で、最終的には責任を負わされて土壌改良をやることになってしまったわけですけども、そのときもう逃げちゃった人を、その年配の方にあなた探してきなさいよって言ったって、そう簡単には探せませんよね。そういう場合、どこまで個人の責任と行政の部分でどうなるんですかという単純な質問というか疑問というか。実際に自分がその立場になったときに、あなた探しなさいと言われても、どうやって探すのよということになりますよね。

【丹野課長】 今、石崎委員がおっしゃった事例ですと、それが法と条例、両方かかるような案件、例えばメッキ業の方ですとか、あとクリーニング業の方といった方たちが廃業された場合で、土地の所有者の方が実際の事業主と違う場合は、法と条例で両方かかりますので、法の執行に当たりますとは、土地の所有者に通知が行きます。ただ、条例上は実際に工場・指定作業場の設置者になりますので、そちらのほうに調査義務がかかるという形になります。調査義務者が不存在、いなくなってしまったとなりますと、土地の所有者の方のみに義務がかかることになります。ただ、この場合は法と条例、両方かかっているケースですので、土地の所有者の方が誰なのか、東京都のほうで基本的には調査をいた

しまして、土地の所有者の方を探し出して、通知を出すという形になります。それは土地の登記簿等を調べたりといった形で、あと場合によっては地元をよくわかっていらっしゃる区市の方に状況を伺ったりということもしまして、土地の所有者を探し出して通知をすることになります。ですので、条例のみのところにつきましては、今後、区市の方々にも状況についてお伺いしようとは考えておりますが、一応、工場・指定作業場の設置者となりますと、設置の届出の中に土地の所有者という届出の情報の中には入ってきておりませんので、そのあたりは今、都で法を施行するに当たって、どういうふうに把握しているかというノウハウも区市の方々にもお伝えしなければいけないとは考えております。

なかなか土地の所有者の方が、逃げてしまったその工場主の方たちを探すのも大変だと、多分ほぼ無理だと思います。

【細見委員長】 それでよろしいでしょうか。かなり難しいという。

【石崎委員】 東京都で探してもらえるんですか。

【名取課長代理】 非常に難しい問題提起をありがとうございます。

基本的には多くの事業者さんが適切に調査をやっているものと思っておりますので、ご心配のケースは非常にまれなケースになるのではないかと思いますけれども、やはりそういったケースも想定されますので、そういったときにどういったやり方があるかは多分個別の事情によるものがかなり大きいかなと思っております。我々のほうも法3条のほうで土地所有者さんが義務者を確定するときに、個別の案件ごとに試行錯誤しながらやっている部分がありますので、おそらくこの116条の未調査に関してもそういったやり方で対応しながら考えていくべきことなのかもしれないと思っております。

【石崎委員】 もう1個いいですか。

【細見委員長】 はい。

【石崎委員】 我々みたいな中小・零細事業者ですと、やはり土地は事業者、経営者で、上物は会社であつたりとか、上も下も事業者のもので、会社はそれを借りている状況で入っているとか、非常に権利が複雑な状況が多々あります。なおかつクリーニング業みたいなのですと、自宅の玄関でやっているとは言いませんけれども、工場とは呼べない状態です。そういう状況ですと、さっき除却の話も出ましたけれども、範囲が一体その建物の中のどこまで及ぶんだというところもやはりある程度、市区町村とお話をする中で、やはり課題としていただければと思います。

以上です。

【細見委員長】 実態というか、そういうことも含めて、市区町村の方が。というか、市区の人が窓口でそういう対応をされていますので、そういう情報も集めていただいて、どこまで具体的にどうできるのか。やっぱり僕は限界もあると思うので、その辺の情報をまた議論していただいた過程をまたこの検討会に報告していただいて、第3回目ぐらいでしょうか、次の検討会か何かに提案していただければと思います。

今のこの検討事項③についてご指摘いただいた今のご意見も含めて、区市と検討に入るということによろしゅうございますか。

大塚委員、さらにどうぞ。コメントをお願いします。

【大塚委員】 質問ですけれども、47の121条の必要な改正というのは何をお考えかを、もしできたら教えていただきたいんですが。

【矢野課長代理】 条例121条が費用の請求となっておりまして、有害物質取扱事業者から土地の譲渡、または借地の返還を受けた者、または土地の改変を行う者、いわゆる117条の義務者がその調査及び対策に応じた費用について、汚染の原因者に請求することを妨げるものではないという条文になってございます。ですので、今、いわゆる116条4項を想定した書きぶりになっておりますので、今後、見直した後の義務の承継を受けた者が汚染原因者でない場合の費用の請求を妨げるものではないという対象者の整理を行いたいというところでございます。

【大塚委員】 わかりました。

【細見委員長】 それでは、この検討課題③につきましては、47、48の形で市区と協議に入っていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、時間のこともありますので、次は資料4ですか。

【丹野課長】 4でございます。

【矢野課長代理】 引き続き、私から説明させていただきます。

資料4は調査義務違反者への対応をテーマとしてございます。先ほどの中で、少し説明の中で補足が必要であった部分の補足も場合によってはここに入ってくるかもしれないということをご理解をお願いいたします。

116条に関連する指導の規定としまして、条例の119条及び120条が規定されてございます。119条は116条の廃止に係る調査あるいは対策等といったところに対して、必要に応じ指導及び助言を行うものとするという部分。それから120条につきましては、条例の土壤汚染対策に関するさまざまな規定の違反者に対して、必要な措置をとる

ことを勧告することができるという規定になってございます。

この勧告の対象となる行為としましては、116条関連ですと、1項の調査の届出の懈怠。それから116条4項による調査や措置の懈怠。あるいは汚染防止、拡散防止完了届の提出の懈怠といったところがございます。116条第2項は、汚染拡散防止の命令がございまして、この命令の規定があるため、勧告が除外されているという部分も一部ございます。

環境確保条例には、土壌の制度とは関係なく、全体を通してこの違反者の公表という第156条が用意されてございます。この中で、知事は、第5条の6云々、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるという規定がございます。

ごらんいただいたとおり、この土壌汚染対策にかかわる114条から117条に関する勧告・命令違反は、現状、公表の対象となっておりません。

調査義務違反者への対応に関する現状と課題としまして、116条1項の調査義務違反者に対しては、勧告を行うことはできるが、命令を行うことはできないという状況でございます。また、勧告違反について公表ができるという第156条の規定に、第120条の勧告は含まれておりません。特に区市の指導の現場の方からは、この調査義務者に対する指導権限の強化を求めているという声をいただいております。

課題としましては、116条の調査未実施者に対して、より効果のある指導を行える規定が必要ではないかと考えているところです。

以上の点を踏まえまして、検討課題としては、調査未実施者に対する指導の強化を図るための対応を検討するというところでございます。論点が2つほどございまして、1つは未調査に関する勧告後の公表規程の整備。それから論点②としては、未調査である土地の迅速な公開というところで整理したいと考えております。

1つ目は今申し上げたとおり、土壌汚染対策の勧告・命令違反は現状公表の対象となっておりません。この実質的な罰が少ない勧告を行うだけでは効果が薄いということで、まずこの156条第1項公表の対象に、「120条……の規定に基づく勧告」というのを加えて、例えば116条第1項の調査報告義務の懈怠に関する勧告を行い、これに従わない場合、公表の対象とするということができるような整備をしたいと考えております。

この156条の勧告につきましては、先ほど条文の中で4項がございましたが、懲罰的公表であることから不利益処分としての手続を一通り要するというところでございます。ま

た、この調査義務がその他の者で果たされたときには、未調査地であることの情報の部分につきましては、公表は速やかに取りやめて、違反があった者に対する部分の情報だけ残すということも検討したいと考えております。

もう1つでございますが、未調査である土地の迅速な公開でございます。論点①のとおり、156条の勧告に基づく公表の規定を追加した場合につきましては、これは違反者の公表ということですので、不利益処分としての手続を要します。一方で、環境リスク防止及び土地取引時のトラブルの未然防止の観点から、調査がなされていない、もう行政指導が勧告に至っている状況にある土地であるということの事実については、比較的迅速に行うべきではないかという考え方がございます。というところで、未調査地であることについての迅速に公開する仕組みを検討したらどうかということで考えたところでございます。

論点②の見直しの方向性(案)としては、勧告を行った時点で、土地所有者に通知の上、この土地が未調査であると、未調査地であることの情報だけは先行して公開する枠組みを検討したいというところです。この時点では156条に基づく違反者の公表は行わないという整理でございます。

以上をまとめまして、調査義務違反者への対応としましては、見直しの方向性(案)については、調査義務違反者に対しては、120条に基づく勧告を行い、不利益処分に係る手続が完了した後に、156条に基づく違反者の公表を実施すると。それから調査報告義務違反の勧告がなされた土地についての公表の規定は、156条とは別に、土壌制度の規定の範囲において設けて、違反者の公表に先立って迅速に行うことを可能としたいというものです。

改正骨子(素案)としては、1、2、3までございますが、156条に、120条の勧告を加えること。それから、知事は116条第1項の規定に違反している者に対する勧告を行ったときは、当該調査義務の対象となっている土地の場所とその範囲について、公表するものとする。この前項の規定に基づく公表は、この調査義務の対象となっている土地について、土壌汚染状況調査の結果が知事に報告されたときは速やかに取り消すものとするといった枠組みを考えているところでございます。

あまり前例のないような仕組みではございますので、実効性も含めてこういったものがやってくれば効果が上がるのではないかと期待はしているところではございますが、ご意見をいただければと思います。

以上です。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、調査義務違反者への対応ということで、論点①、②含めて、方向性も含めて、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

先ほど大塚委員が指摘された1－4というのは今回の今の説明に、それでご理解いただけましたか。

【大塚委員】 わかりましたけれども、その公表によって、どっちの公表も含めてかもしませんが、違反者の公表によって対処するご趣旨だということで理解しました。

【細見委員長】 鈴木委員、何かありますか。

【鈴木委員】 いえ、特にありません。

【細見委員長】 調査義務違反者への対応という論点①、②の方向性でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、資料4につきましては、論点①、②とも考え方をご了承いただいたということでもよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは本日のうちに、方向性を示すのはここまででありまして、最後に資料5、操業中の調査・対策については、本日は説明ということでお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

【名取課長代理】 それでは、資料5、操業中の調査・対策について、私からご説明させていただきますと思います。

大きく2つの内容がございまして、法規則改正に係る条例の対応、それから操業中の自主的な調査・対策の届出についての2つになります。

背景としましては、法改正による操業中事業場の一定規模の見直しでございますけれども、法改正の第一次答申の中では、3,000平米未満の土地の形質の変更の場合であっても、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合には、あらかじめ都道府県等に届出をすべきではないかという答申が出されております。

現行の法第4条の3,000平米の規模について見直しが必要ではないかということが言われているところで、実際に平成31年春施行の部分において、一定規模が見直されるということで、議論がされている状況でございます。これについて、操業中の工場等の敷地における土地改変について、確保条例上の扱いを整理したいと考えております。

本検討の主旨を示してございますけれども、操業中の土地改変における法・条例の対象範囲のイメージをお示ししております。現行の環境確保条例では、敷地面積3,000平米以上の範囲であれば、有害物質使用特定施設であろうと条例の工場・指定作業場であろうと、そのほかの土地であろうとも、3,000平米以上の敷地において改変をする場合には条例の届出の対象になってきますので、この範囲については、既に現行の条例で対応はできている状況でございます。

一方で敷地3,000平米未満の土地に関しては117条の義務がかからない状態ですので、この部分について、整理が必要かなと考えております。

1つが、法にも条例にもかからない対象範囲ということで、3,000平米未満の工場・指定作業場において土地改変を行う場合については、新たに法律で操業中の土地の改変が対象になったことを契機として、条例の方も対象にする必要があるのかどうかを検討したいと考えています。

もう1つの検討課題としましては、法律で新たに対象になる部分について、汚染のおそれの判断を東京都知事がするわけですが、その中で汚染のおそれの判断情報をいかにして収集して、円滑な法事務を行っていくかという課題がございます。

もう1点はこのイメージとは離れた部分になりますけれども、操業中の自主的な取り組みの推進という立場から操業中の調査・対策についての届出について、検討していきたいと考えております。

以上の検討課題3つをこのように記載しておりますけれども、1つ目が操業中の土地改変の条例上の取り扱いの確認。それから2つ目が新たな法対象への運用上の課題ということで、法第4条の新たな届出対象について117条の対象に加えるなどのことを考えていきたいと思っております。それから検討課題③としては、操業中の自主的な取り組みの推進ということで、操業中からの調査・対策について届出できる制度の新設を検討したいと考えております。

まず1つ目ですけれども、条例における操業中の土地改変の考え方について、改正法と同様に操業中の土地改変の届出義務が必要かどうかという点についてですが、改正法の法4条の届出契機を確認しますと、形質変更面積が3,000平米以上の場合と、有害物質を使用する特定施設において一定規模以上の土地の改変、現状の小委員会などの検討では、900平米程度を中心に議論されているようでございますけれども、例えば900平米なら900平米以上の土地の改変で、有害物質を使用する特定施設における敷地という部分

が改正法4条の届出契機となります。

一方で、条例の届出契機を確認しますと、116条に関しては、基本的には廃止時となっていますけれども、一方で先ほど来議論がありました「主要な部分の除却」も契機としております。この主要な部分というのは、逐条解説の中で解説がございまして、工場または指定作業場の存在する施設のうち、有害物質を取り扱ったことにより土壌汚染が引き起こされたおそれがある施設をいい、施設の規模の大小は問わないと書かれております。

ですので、基本的には有害物質は使われて土壌汚染が引き起こされるようなところの改変を行う場合には、主要な部分の除却に該当するため、116条の届出契機に該当すると考えられます。また、敷地3,000平米以上の土地については、そもそも117条の届出契機となっておりますので、整理しますと、操業中の土地における改変の汚染拡散については、現行の条例において基本的に116条の主要な部分の除却であるとか、117条の届出の契機で基本的に大部分がカバーできていると考えております。

ですので、現行条例において、工場・指定作業場の土地改変を特別に調査契機とする形にはなっていませんけれども、現行の規制で法と同等程度の必要な規制は確保できていると考えております。したがって、方向性として、操業中の工場・指定作業場の敷地内における土地の改変行為そのものについて、新たに調査契機を加える必要は基本的にはないと考えております。

以上が論点①になります。

続きまして、論点②ですけれども、法規則により新たに法届出対象が追加になる部分について、条例において、円滑に汚染のおそれを判断するために必要な情報の条例を117条を活用して収集することを検討しております。

こちらが現行の法・条例の運用の簡単なフローになってますけれども、法4条の届出、一定規模以上の土地の形質の届出が出された場合には、都道府県知事のほうで汚染のおそれのあり、なしを判断することとなっておりまして、汚染のおそれがあった場合には調査命令を発出するという流れになっております。この汚染のおそれを知事が判断するわけですが、汚染のおそれがあるかないかという判断は非常に難しく、また情報が必要なことから、行政の保有情報だけの判断は非常に難しい状態になっております。東京都の場合ですと、もともと環境確保条例を持っておりまして、土地の利用履歴等の調査であるとか、土地の汚染状況調査を実施していただいておりますので、こういった調査結果を活用しまして、法4条の汚染のおそれの判断をしているという状況がございまして、これによって汚染

のおそれの把握が適切かつスムーズに行われているという状況でございます。

例えば法4条と117条の対象の例を考えてみますと、敷地が3,000平米以上で改変面積が200とか3,000未満の場合ですと、117条の対象になって法4条は対象外というケースがございます。一方で敷地が3,000平米以上で、改変面積も3,000平米以上であれば、117条も法律も対象になるということでございますけれども、基本的に改変面積が3,000を超える土地改変の場合は敷地も当然3,000平米を超えますので、法4条の対象は必ず条例の117条の対象になっているという状況が今現在でき上がっています。その結果、117条としての地歴の情報が提出されますので、それらの情報と、もともと行政が保有している情報を合わせて、汚染のおそれの判断に活用しているという状況でございます。

一方で新しく法改正になりまして、例えば900平米と仮定しますけれども、敷地が3,000平米未満であって、改変面積が900平米以上のものに関しては、現行のままですと条例は対象外になってしましまして、法は対象になるという案件が、おそらく少ないと想定しているんですが、発生し得る状況にあるだろうと考えております。

これについては117条が対象にならない案件が発生することによって、地歴の情報が届出されないということになりますので、運用上の課題が発生するというところでございます。

こちらは参考ですけれども、大体年間法4条の届出が東京都の場合、400件程度、届出をいただいておりますが、それに新たな対象ということはちょっと件数は具体的には想定はできないんですけれども確実に増加は見込まれる状況でございます。

例えば想定事例を示しておりますが、続いてのスライドであわせて説明いたしますけれども、汚染のおそれを判断する際には現行の工場の情報であるとか、過去、他の規制が整備されてからの届出情報についてはおよそで把握しますけれども、その前の情報、一旦廃止されている、または取り壊されているような工場、過去にあったような工場の情報は必ずしも行政に残っていない可能性がございますので、使用状況について調査が必要になります。これは都の保有情報だけでは基本的には確認が難しいということになりますので、事業者への資料要求ですとか、ヒアリング等の手続が必要になってきます。結果的にこれは手続に時間がかかるのはもちろんですけれども、実質的にはもう条例117条第1項で求めているような地歴調査と同等の資料をいただくことで判断するしかないという状況が発生すると考えられます。

したがいまして、そういった状況を踏まえまして、円滑かつ正確に汚染におそれの判断を行うために新たに法4条の対象となる土地について、条例117条の対象として、それによって地歴等の届出をしていただくことによって法律の判断材料にさせていただくことを考えたいと思っております。

具体的には117条の対象となる面積、行為に対して、現在の規則の中で決めている規定に改正法の第4条が対象となる土地を含むように文言を追加していきたいと考えております。具体的にはこの部分ですけれども、敷地3,000平米としている部分について、さらに土対法4条の対象となる土地については、X平米というようなことを追加、それから土対法4条の対象となる土地における土地の形質変更という形質変更の規定の中にもこういった文言を追加することで、対象としていくことで円滑な事務法の運用を果たしていきたいと考えております。

一方、法と重複してしまう可能性が高い調査報告の手続に関しては合理化して過剰な負担にならないような配慮をしたいと考えておりますので、この点についてはほかの重複の部分の整理とあわせまして第3回の検討事項で事務局からまたご提案させていただきたいと思っております。

最後に操業中の自主的な取り組みの推進という立場から、操業中からの自主的、計画的な土壌汚染対策を推進するため、調査・対策について届出できる制度の新設を検討したいと考えております。

現状としましては、現行の法令では、基本的には廃止時に調査の義務を課しているという状況でして、例えば操業中に自主的に調査等の対応をとったとしても届出をする規定がございませんので廃止後もさらに調査が必要になることになっております。その結果、操業中から取り組みを行う動機が働かない状況が発生しております。一方、例えば特定有害物質の使用をやめた後にそのまま操業を続ける場合がありますとか、物質を変更したであるとか、新たに地下浸透防止施設を作って汚染のおそれがなくなるような形をとった場合には、廃止を待たずに操業中から調査・対策を実施することが土壌汚染の拡散を防ぐ観点から非常に有効ではないかと考えております。また、廃業時の負担という点でも有効かと思っておりますので、廃業時の負担、それから操業中の汚染拡散リスクを低減するために、操業中からの計画的な調査・対策を行うことを促す制度が必要ではないかという点を課題として挙げております。

例えばの事例でございますけれども、印刷工場で1,1,1-トリクロロエタンを使用し

ていましたが、物質を変えたということで、その後、操業も続けますが将来的に操業が終わったときには土地を売却するようなケースを考えた場合に、廃止後に土壤汚染に取り組んだ場合ですけれども、使用は廃止してはいますけれども工場廃止までに時間があることによって汚染が拡大し得る可能性が発生します。さらに116条、廃止時の調査を実施して土壤汚染が見つかった場合には、対策を実施していくわけですけれども、次の土地利用計画が迫っているために早急に対策する必要が発生してしまっていて、対策方法の選択肢が少なくなる、または工期を優先せざるを得なくなるとかいった廃止時の負担が非常に集中することが考えられます。

一方で操業中から早期に116条調査を実施した場合に、土壤汚染が例えば見つかった場合であっても、拡散がまだ広がる前から対応が始められますし、操業までに時間があればその時間にゆっくりとした対策を随時行っていくことができるということで、選択肢が広がるかなと思います。また対策費用も計画的に分散して支払うというメリットも創出できるかなと考えております。こういった形で工場廃止時には土壤汚染が軽減されているということで、次の土地利用にもスムーズに行けるというメリットが発生すると考えています。こういった計画的な対策については、やはり有効な部分が多いですので、ぜひ取り入れていきたいと考えております。

そして見直しの方向性の案としましては、操業中であっても有害物質の仕様を廃止した際など等に、条例第116条と同等の調査報告・対策の届出を任意で行える制度を新たに設けることで、操業中の自主的な取り組みを推進していきたいと考えております。

イメージとしましては、操業中の116条の調査を行いまして、汚染があった場合には、操業中からできる対策を検討して、対策が完了すれば完了届を提出するというのを考えております。または、汚染がないのであれば、汚染がないという情報を適切に引き継いでいくということを行っていきます。その結果、最終的な廃止時に関しては土壤汚染の調査・対策の済んでいる範囲・物質については、土壤汚染状況調査を不要とするなどの軽減措置が考えられるのではないかなと思います。ただし、その点については、調査・対策の実施後に新たな汚染のおそれがない場合などの条件が必要だとは考えております。

全体の方向性としては、このように考えておりますけれども、個別の制度設計に当たっては幾つか検討が必要な事項があると考えております。例えば届出が可能な契機について、全ての契機とすべきか、または一定の契機をある程度制限するような形を設けるべきかというのは議論があるかと思っております。また汚染があった場合に関しては、台帳の調製・公開

を検討しておりますけれども、自主的な取り組み対して台帳の調製・公開を行っていくべきかどうかという議論があるかなと思います。それからまた、汚染があった場合ですけれども、対策命令の必要があるかないかという議論もあるかだと思います。それから汚染拡散防止計画中、対策中の廃止手続などの手続ということで、こういった調査・対策フローについても検討していく必要があると思います。そして最後に、調査・対策済みの土地における廃止時の義務軽減措置はどういったことが可能かを検討が必要かなと考えております。

資料5については以上でございますけれども、論点①、②については現状国のほうで規模要件について法改正の検討を行っているところでございますので、そういった状況を見ながら検討する必要があるかと考えておりますが、全体の方向性としては、今、ご説明したような形で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**【細見委員長】** どうもありがとうございました。

この資料5についてはご説明ということで、本日これで決めてどうするというよりは、次の法の規模要件等が決まった中で具体的に検討したいと思っておりますが、それまでに考えておくべき内容だとかご意見があれば、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず大きく分けると①と②というのは似たような点ですので、①、②について何かこの委員会として議論をもうちょっと深めてほしい、あるいは資料を用意してほしいということがありましたら、お願ひしたいと思っております。

資料①、②です。将来の自主的な調査についてはちょっと後で議論をお願ひしたいと思います。まず、操業中において、規模要件等が決まった段階でX平方メートルという形で書いてありますけれども、この辺の考え方で何か足りない点とかございましたらお願ひしたいと思います。

大塚委員、どうぞ。

**【大塚委員】** 基本的なことで恐縮ですが、論点①と②の関係をちょっと説明しておいていただくとありがたいんですけども、論点①で116条で主要な部分の除却というのがあるので、基本的には新たな調査契機に加える必要がないという話と、その後の900平米のところとの関係で、履歴調査等をしないといけないのでヒアリングが必要なので対象に加えるという話の関係をちょっと教えていただけますか。というのは、論点①でこれは何もしなくてもいいようにも思えるような気がするのですが、その論理関係はどういうふうに説明されていたか、ちょっとよくわからなかったのでお願ひします。

【名取課長代理】      ありがとうございます。

基本的には主要な部分の除却のところでおおむねカバーできるとは考えておりますが、一部汚染のおそれが少ない部分の、本来の有害物質を使っている部分でないような改変のみ行うようなことに関しては、場合によっては対象になり得るかなということは考えております。

【大塚委員】      じゃあ主要な部分じゃないところという趣旨ですか。

【矢野課長代理】      一部補足させていただきます。116条の対象となるところにつきましては、あくまでもその事業者が取り扱った有害物質ということで、いわゆる過去の地歴をさかのぼれないということが土対法の求めている4条の地歴の部分と範囲が一部足りないというところで、我々としては、117条で地歴の部分を全て法が求める部分をカバーしているという状況がございます。ですので、116条の調査契機にはなっても117条にならない場合、都のほうが法の4条の事務を行うのに必要な地歴が116条の情報だけでは入手できないため、やはり117条は手続上必要だというところで。

【大塚委員】      ただ、これは操業中の話ですよ。対象にしているのは。

【矢野課長代理】      契機としては操業中ではございますが、私どもの法の4条の手続の中で必要とする部分についてはさらにそれ以前の地歴も含めて汚染のおそれを判断させていただいているということでございます。

【大塚委員】      操業中の土地について、3条でやっているのは操業の前のことをおっしゃっているんですか、そうすると。特に違いが出てくるとはあまり思えないんですけども。

【矢野課長代理】      もう1つの事情としましては、117条については東京都の事務で、法の4条についても東京都の事務でございまして、116条については区市の事務であるということも踏まえて、東京都としては117条の対象としたいと考えているということなんです。

【細見委員長】      これに関連して、鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】      今の議論は、基本的に116条で今度ただし書を設けようという話が最初のほうであったと思いますが、そのただし書の猶予の状態で何か土地を掘削しようとするときにはこっちの117でかけるよと。要するに法の3条8項の今、考え方がありますね。法の3条7項、8項の考え方ではなくて、全部、法に言えば、要するに4条3項でひっかけるよという考え方に近いということですね。

【丹野課長】      116条で猶予の規定が設けられた場合には、猶予の取り消しという形

で対応をしたいと。猶予中に調査契機が発生するというのではなくて、条例のほうは猶予の取り消しという形で今、考えております。

【鈴木委員】　　そこで面積要件がないということですね、116に対しては。

【丹野課長】　　はい。ちょっと法律より厳しい。

今、大塚委員からお話がありました、おそらく条例の今現状でも主要な部分の除却時には調査契機に当たっているということで、操業中の調査が法と同等にされているのではないかとございますが、全て捉えられているかという、やはり若干抜けがあるのではないかと。その抜けの部分を今回のこの規定を整備することで対応しようという趣旨でございます。

【大塚委員】　　そうすると7ページのところの書き方でもう必要ないと書かれてしまっているんで、ひょっとしたら多少表現を変えていただいてもいいのかなということかと思えます。

【丹野課長】　　わかりました。

【細見委員長】　　その際、ちょっと今の議論はついていけなかったところが正直言っていますので、何か例があるといいかもしれません。こういうことが想定されるので、ほとんどはカバーできているけれども、足りない面があるのでまたもう一度その部分は今回つけ加えたいというような。

【丹野課長】　　わかりました。カバーできていない事例を幾つかご紹介しながら。今、大塚委員からもご指摘がありましたところを踏まえまして、資料のほうはもう一度ご提示したいと思います。

【細見委員長】　　鈴木委員、それでよろしいですか。

【鈴木委員】　　はい。

【細見委員長】　　今の大塚委員のご指摘の論点①の最後の文章は少し変えていただくという方向でかつもし事例があったらより理解しやすいかなと。想定事例ですね。それを踏まえて大塚委員、何かさらにございますか。

【大塚委員】　　いえ、もういいです。ちょっと論理的关系がわからなかっただけですので、ありがとうございます。

【細見委員長】　　①、②のところではいかがでしょうか。②については明らかに少し条例では足りないというか、追いかけるられない部分をX平米以上から3,000未満のところについては対象としたいということだと思いますが、これについてはよろしいでしょうか。

X平米というのは、もうちょっと最終的にいつ決められるのかわかりませんが、でも900平米というのはこの間の制度小委員会では多くの意見が出ておりましたので、割とその方向だと思います。その規模感でもってまたもう少し次回、これは第3回で検討するのでしょうか。

【丹野課長】 第2回までに、もう一度こちらの中身につきましても資料としてご用意いたしまして、ご議論いただければと考えております。

【細見委員長】 わかりました。

ぜひ最後、法と重複する事業者の方に過剰な負担にならないようにだけはちょっと工夫も考えてみていただければと思います。

【丹野課長】 今現在は法対象のものは条例対象にもなっているというところがございますので、その中で、例えば大規模な土地の改変でありますと、地歴の届出がまず条例に基づいて、事業者の方から届けられると。それを見て、やはり汚染のおそれのある、なしを判断しておりますので、そうしますと、この5-6ページのスライドの11にございます法が対象で、条例対象外という案件が今はないんですが、今後発生してくるだろうということがございます。そうしますと地歴の届出をしていただくということがかなり重要な最初の入り口の部分で必要になってまいりますので、そこを担保したいということで挙げさせていただいております。

【細見委員長】 わかりました。この①、②の方向性でよろしいでしょうか。何かご意見がなければ認めていただいたということで、次の自主的な取り組みの推進。これは今回、新しく都の条例の見直しというか、改正で推進していこうというお考えでございます。これは将来を見据えた上で、自主的に努力したほうが最終的にはいいんだというか、より将来にとってもベターだというような制度にしていきたいという趣旨だと思いますが、これに関して何かご意見とかございますか。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 考え方として将来の支障を防ぐということはいいい考え方でぜひ進めていただきたいなと思っております。

あと、細かいところなんですけれども、19ページの絵とか、これは事例ですけれども、実際には地下水に到達する前の上の状態です。汚染の原液が残っているような状態のサイトが結構あったりしますので、そういうところは浸透する前に見つけて浄化をすると非常に有効だったりもしますので、事例を示される際には、いろいろなパターンを考えていただけ

るといいのかなと思いました。

あと、実地調査をしていただく際に、例えば公害防止設備とかですと税制面で優遇措置があるですとか、そういう事業者の方へのインセンティブ的なものももし調べていただいて挙げていただけるといいのかなと思いました。

以上です。

【細見委員長】 いかがでしょうか。

【丹野課長】 1つ目のご意見につきましては、ご意見として賜りまして、可能な限り反映させていただきたいと思います。

2つ目ですが、今までは基本的には工場廃止時、事業者の方が廃止された後に調査契機や対策などがかかってまいりますので、操業中の事業者の方ではないという形で資金面での融資のあっせんですとか、そういったことが受けられない状況にございますが、今回、操業中からのということになりますと、実際に事業をされている事業者の方ということでございますので、何かそういう制度や仕組みがないか、あと都庁の中でもそういったことを所管している部署もございますので、今後話をしてみても、検討させていただければと思います。前向きなご回答ができるかはまだ不透明でございます。

【細見委員長】 可能性を探してみるということをお願いしたいと思います。

【丹野課長】 確かに中小事業者の方は資金面の話が一番重要だと思います。

【細見委員長】 小野委員、どうぞ。

【小野委員】 大変、論点③は汚染の未然防止というか、早目の対策ということで非常に前向きでいいと思います。

大きな事業所はこのようにボーリングをできるものの、小さい事業所はこのようなスペースがあまりないと思いますが、現状はどうなっていますか。あと調査方法も、小さな事業者に対応した方法や、操業中に支障がないような調査方法を認めるとという方向性がありえますか。現状を全然わかっていなくて、質問とコメントになりますが、その辺いかがでしょうか。

【丹野課長】 おっしゃるとおり、ボーリング調査をするにはボーリングマシンを入れるというのが、それが基本になってくるかとは思いますが。大きき的には高さが逆に制限がかかると思いますが、ボーリングマシン自体はそこまで大きなものでなくても、ボーリングは可能かなというところもございます。

あと、今、場合によっては手掘りでもボーリングもやっているようです。おそらく鈴木

委員がお詳しいと思いますが、そういったことも組み合わせればどうにかできなくはないのかなと考えます。ただ、かなり費用もかかりますし、狭小な場所で事業を営んでいる方にとっては、そのときは操業をとめなければいけないといった支障が出てくることも考えられますので、そのあたりも今後、私ども土壤汚染対策指針の中で、調査方法等についても定めておりますので、その中で何か工夫できる場所があれば工夫していきたいということで、ご意見として承りたいと思います。

【小野委員】 ありがとうございます。あまり小さい企業に費用的なとか、時間的な負担がないようなのだといいなと思ったところです。

【丹野課長】 ありがとうございます。

あと私ども、土壤汚染対策アドバイザー制度という制度を設けておまして、操業中の事業者の方がもしかしたら有害物質を地下浸透しているのではないかという懸念があった場合に、私どものほうに依頼をしていただければ専門の方、詳しい人を無料で派遣するという制度を設けております。その中で、今年度から法定の調査ではないのですが、簡易的に実際に汚染があるかどうかを見きわめられるような簡易検査が行える制度を設けております。そちらを使っていただければ、すでに汚染があるかないかだけは簡易的にはわかるという状況にはしておまして、こちらの制度も使っていただいている状況でございます。この制度は来年度以降も引き続き継続していきたいと考えております。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。

勝見委員、どうぞ。

【勝見委員】 私もいいご提案だなと思ってお聞きしていました。特に環境確保条例の将来の都民という概念にもつながるものかなと思ってお聞きしたんですけども、やり始めてみたけれども、実際やり始めてみたら結構大変なことになってしまうという状況に陥った場合の軌道修正をどうやってするのか、もうそれだったらやらなかったらよかったねみたいなことになるのも何かちょっと気になるなというところも感じています。それはあくまでも特殊な例ということで、本来は早目に手を打てば大事にならなくて済むということですので、それはそれでいいのかなと思うんですけども、大体こういう制度をつくったらどれぐらいの企業さんがこういう考え方に賛同してやってくださるだろうという将来の手応えみたいなものを都のほうで何かお感じになっておられるものがあるのであれば、そういうことも何か参考になるのかなと思いました。

【丹野課長】 先ほど、アドバイザー制度があって、操業中の事業者の方にも専門の知

識を持っている業者を派遣してということでございまして、大体その派遣の件数でいきますと、年間10件いかないぐらいでございます。操業中の制度は平成23年から始めておりますが、大体年間10件もいかない程度でございます。やはり事業者の皆様、ここで操業中に逆に汚染が見つかる大変だという思いもあるようでございます。

ただ、あとそれと今、水質汚濁防止法で地下浸透防止の規定が整備されまして、それに基づいて立ち入りを水濁法を所管する部署が行っておりますが、そのときに現場に行くと、ここは問題があるということで私どものほうに連絡があって、アドバイザーを派遣したといった例もございます。ですので、そういったところとの連携も図りながら、件数がどれぐらいになるかも私どものアドバイザーの派遣の実績等も踏まえて、考えてみたいと思います。

制度はつくりますが、見込みというのは初めのうちは厳しいのかなと思います。徐々に、実績というか、有効にこの制度が機能するんだということを事業者の皆様にもご理解いただけるようになってくると、どんどん普及していくのではないかと考えております。

**【細見委員長】** 今、小林委員も言われましたけれども、ぜひインセンティブみたいなものが、やっぱりアドバイザー制度だけではなくて、何かの資金面とか何かというのは、どれだけ可能性があるかという保証はできないけれども探してみただいて、そういう努力を1つはお願いしておきたいなと思います。

石崎委員どうぞ。

**【石崎委員】** 今、委員長が言われたように、公害設備等々はやっぱり助成金ですとか、金利の減免ですとか実際にありますので、土壤汚染対策に対してもそういう制度があれば、我々事業者としては非常にありがたいというところです。

環境局さんの肩を持つわけではないですが、土壤汚染アドバイザー制度に対しては、我々も非常にいい制度ということで、実際に何年前から地下水のモニタリングをしたりしている事業所もあります。ただ、やはり先ほどお話がありましたように、クリーニングですとかほんとうに家の中でされているようなところだと、ボーリング調査をする余白という部分。余白と言っていいのかわからないですけども、なかなかそういう場所もないですし、一定規模とはいえ、狭小とはいえ工場であればある程度そういう余白部分はあると思うんですが、実際、ほんとうに小さい事業でやられているところはそういう余白の部分がないので、じゃあモニタリングするといってもどこでそのモニタリングの装置を置くのよとか、もう少しそういう部分を実情に即したものにさせていただくとか、先ほどからも委

員長のお話があったように、助成金制度ですとかやはりそういうものがあると我々としては非常に助かるということをお願いしたいと思います。

【細見委員長】　くれぐれも自主的にやったがためにかえって何か。早く言えば逃げ得のほうで得だったとなることがないように制度にしておかないといけないかなと思いますので、これはもう少し本日は初めて提案していただきましたので、もう少しいろいろなケースとか状況を見てさらなる……。制度自身は非常にいいと皆さんも思っておられると思うので、それをより進めるための施策を少し今のここの、おそらく一番難しそうなところも想定をしていただきたいと思います。

はい、大塚委員、どうぞ。

【大塚委員】　今の点は国の法律のほうでもちょっと問題がないわけではないんですけども、都のほうは助成とか融資とかいう制度は何か土壤汚染に関してお持ちでしたか。ちょっと質問として伺っておきます。

【丹野課長】　今現在は全くございません。国のほうは大塚委員がおっしゃった基金。ただ、基金も実際には東京都では1回も使ったことはございません。

【大塚委員】　ちょっとついでにいいですか。それはあまり申請がそもそもないということなんでしょうか。

【丹野課長】　基金のほう。

【大塚委員】　ええ。あるいは融資も含めてですけども。

【丹野課長】　融資の制度は、オール都庁で見てもみると、場合によっては操業中の事業者の方に対しては、融資制度ですとか交付金とかそういったものがあるかもしれませんが、それは確認いたします。とにかく廃止された事業者の方に対しては特にないということでございます。

【細見委員長】　何もないと。そうですね。そこははっきりと言っておいたほうがいいですよ。自主的に進めるためには。

【丹野課長】　基金につきましては、実は要綱も東京都はまだつくっていない状況でございます。案件が発生したら要綱を設置してということになります。と、とにかく4分の1は税金の投入になりますので、そこがかなり税金をかけて事業所の方が逃げてしまったところの土地の対策費を出せるのかどうなのかという、やはりその中で、財政当局との議論があつて、なかなか厳しいところもありますし、基金の要件に合うような案件がないというのが今のところ実情でございます。

【細見委員長】 先ほど石崎委員が言われたように、貸していた土地の事業者が逃げたまって不存在だという場合なんかは、これはだめなんでしたっけ。

【丹野課長】 そうしますと、その土地の所有者の方の財産がどれぐらいあるかですとか、あと対策が私どもが出した指示措置までの対策の費用になりますので、仮に指示措置以上のこと、指示措置で掘削除去などが出るとはめったにございませんので、例えばその土地をきれいにしてしまいました、掘削除去してしまいますとなりますと、そこまでの費用は出せないということになりますので。なかなか基金が通る案件が出てくるのは難しいのかなという状況でございます。

【細見委員長】 ある種公害防止の事業かもしれないので、そういう観点からちょっと補助というかあるいは利率の軽減措置とかいうのも考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

この資料5については本日は説明ということでございますので、今日決めるというわけではありませんが、今日、幾つかご意見が出たものを加えていただいて、基本的な論点①、②、③を認めていただくということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議事の1番目は終了したということにさせていただいて、議題の2番目、その他でございますが、事務局からいかがでしょうか。

【丹野課長】 事務局からは特にございませんが、全体を通して何かお気づきの点等ございましたら、お時間が押しておりますので、会の後でも結構でございますので、お知らせいただければと思います。

【細見委員長】 お約束の時間をちょっと過ぎてしまいましたけれども、全体を通して、今、ご主張したい点はございますか。なければ、今日帰って、116条の扱いとか結構ややこしい点もあるのでこれをよく見直して、もし何かご意見が出てきたら、それは認めてもらってもいいと思うんですけども。

【丹野課長】 ご質問等でも、説明をかなり急いでしてしまいましたので、ご質問、ご意見等ございましたらご連絡いただければと思います。

【細見委員長】 直接何かご意見とかご質問があれば、事務局にお願いしたいと思いません。

それでは、本日の議題につきましては、これで全てを終了しましたので、今日は皆様の

活発なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。これで、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【近藤部長】 細見委員長、今日は海外出張からお戻りの直後でありありがとうございました。

それから委員の皆様方につきましても、専門的見地から、また現場に即したご意見を活発に出していただきまして、ありがとうございました。本日も非常に検討事項1つ1つが重たいものでございましたけれども、最初にこちらのA3の資料で説明したとおり、第2回は2月を予定しておりますが、第2回も土地改変時の義務でありますとか、汚染地の対策義務等、非常に重たいものが待っております。

私どももよりよい制度を目指しまして、検討を深めてまいります。これから年末年始を挟みますけれども、皆様方におかれましても、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

【丹野課長】 皆様、どうもありがとうございました。

本日の議事録につきましては、後日委員の皆様にお送りいたしますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

会議資料につきましては、速やかに環境局のホームページに掲載したいと考えております。議事録につきましては、委員の皆様の確認後、ホームページに同じように掲載していきたいと考えております。

なお、次回の土壌汚染対策検討委員会は年明け、2月2日の午後を予定しております。決定いたしましたら、後日、改めてご案内いたします。当日ご欠席という委員の方には、事前にこちらからご説明をさせていただきます、意見を聴取させていただきます。

それでは、長時間のご審議、どうもありがとうございました。これで閉会いたします。ありがとうございました。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

— 了 —